

衆議院

環境

委員

會

議

録

第

五

号

平成十六年三月三十日(火曜日)

午前十時三分開議

出席委員

委員長 小沢 鋭仁君

理事 大野 松茂君

理事 竹下 亘君

理事 奥田 建君

理事 伴野 豊君

理事 伊藤信太郎君

大前 繁雄君

木村 隆秀君

鈴木 淳司君

鳩山 邦夫君

三ツ矢憲生君

近藤 昭一君

島田 久君

武山百合子君

村井 宗明君

高木 陽介君

山本喜代宏君

桜井 郁三君

西野あきら君

長浜 博行君

石田 祝稔君

宇野 治君

加藤 勝信君

近藤 基彦君

西村 康稔君

船田 元君

望月 義夫君

鮫島 宗明君

田島 一成君

松本 龍君

高木美智代君

土井たか子君

川上 義博君

環境大臣

環境副大臣

政府参考人
(内閣官房内閣参事官)

政府参考人
(防衛庁長官官房長)

政府参考人
(外務省中東アフリカ局長)

政府参考人
(農林水産省農村振興局長)

政府参考人
(備部長)

政府参考人
(林野庁森林整備部長)

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議官)

小池百合子君

加藤 修一君

森本 英香君

北原 巖男君

堂道 秀明君

中條 康朗君

梶谷 辰哉君

市川 祐三君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

政府参考人
(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

政府参考人
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)

政府参考人
(環境省総合環境政策局長)

政府参考人
(環境省総合環境政策局長)

政府参考人
(環境省総合環境政策局長)

政府参考人
(環境省総合環境政策局長)

政府参考人
(環境省総合環境政策局長)

政府参考人
(環境省総合環境政策局長)

政府参考人
(環境省総合環境政策局長)

政府参考人
(環境省総合環境政策局長)

政府参考人
(環境省総合環境政策局長)

政府参考人
(環境省総合環境政策局長)

政府参考人
(環境省総合環境政策局長)

政府参考人
(環境省総合環境政策局長)

政府参考人
(環境省総合環境政策局長)

政府参考人
(環境省総合環境政策局長)

政府参考人
(環境省総合環境政策局長)

藤田 昌宏君

寺坂 信昭君

南川 秀樹君

松本 省藏君

小島 敏郎君

西尾 哲茂君

吉田 徳久君

小野寺 浩君

遠山 政久君

委員の異動
三月三十日

辞任

砂田 圭佑君

望月 義夫君

高木美智代君

土井たか子君

補欠選任

伊藤信太郎君

近藤 基彦君

高木 陽介君

山本喜代宏君

補欠選任

砂田 圭佑君

望月 義夫君

高木美智代君

土井たか子君

三月二十九日

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)は本委員会に付託された。

三月二十五日

外来生物規制法案に係るセイウオオマルハナバチの規制適用除外に関する意見書(北海道様似町議会(第二〇五〇号))

山村の活性化と地球温暖化防止森林吸収源対策の推進に関する意見書(高知県仁淀川町議会(第二〇五一号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(北海道市別市議会(第二〇五二号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(北海道厚沢部町議会(第二〇五三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(北海道今金町議会(第二〇五四号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(北海道中頓別町議会(第二〇五七号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(北海道礼文町議会(第二〇五八号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(北海道滝上町議会(第二〇五九号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(北海道日高町議会(第二〇六〇号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(北海道様似町議会(第二〇六一号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(北海道白糠町議会(第二〇六二号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進に関する意見書(宮崎県高城町議会(第二〇六三号))

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号)

環境保全の基本施策に関する件

○小沢委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、去る二十三日既に終局いたしております。

これより討論に入りますのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小沢委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小沢委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、大野松茂君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。奥田建君。

○奥田委員 私は、ただいま議決されました廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につき、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 政府一丸となって循環型社会の実現を期するため、環境省等関係省庁間の十分な連携を図り、廃棄物・リサイクル関係法の有機的かつ整合的な運用を行うとともに、今後とも諸外国の例も踏まえつつ、望ましい法体系のあり方等につき検討すること。

二 市町村が適正に処理できない一般廃棄物の品目・量等について、実態を速やかに把握するとともに、それらのリサイクルを含め、適正な処理のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずること。

また、家庭から排出されるものを含め、医療系廃棄物の適正処理の一層の推進のため、排出現場での分別の困難性を踏まえた方策の検討を行うこと。

三 廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進する

立場から、デポジット制度等の経済的手法について製品毎の特性や実態を踏まえながら検討するとともに、市町村における分別収集を促進すること。

また、いわゆる事業系一般廃棄物の発生抑制方策につき検討し、必要な措置を講ずること。

四 必要な廃棄物処理施設の確保のため、公共関与による施設整備の促進などを含め、国民の理解を得ながら安心できる施設整備を図るとともに、必要な財政的措置を講ずるよう努めること。特に首都圏、近畿圏の廃棄物については、域内でできる限り処理が行われるよう、必要な処理施設の整備を推進すること。

五 産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マネーフレストの義務化も視野に入れつつその普及拡大をする方策を検討すること。また、積替保管も含めて産業廃棄物の運搬の過程を適正に監視・管理できるよう、早急に必要な措置を講ずること。

六 産業廃棄物の更なる適正処理を図るため、廃棄物処理基準の改正等による自社処分に対する規制強化等について早急に検討し、必要な措置を講ずること。

また、排出事業者が信頼できる処理業者を的確に選択することができるよう、健全な処理業者の育成を図るとともに、処理業者に係る情報提供のシステムを充実すること。

七 既に廃止されたものを含め、最終処分場であった場所等についての把握を行い、広く国民にわかりやすい形で公表し、土地取引の際にそれがわかるよう措置すること。また、焼却施設や最終処分場周辺の土壌及び地下水に係る汚染の実態を把握し、結果を公開するとともに、環境回復措置に努めること。

八 廃棄物処理の実態の把握や廃棄物の不法投棄等を防止するため、地方公共団体の担当職員や地方に配置する環境省職員の増員等、体制整備に努めること。特に、産業廃棄物の新

規理立量と残余容量の変化の差についてその実態を速やかに把握し、公表すること。

九 リサイクル名目で不適正な処理が行われている事例が発生していることから、環境面での現行の規制を徹底するとともに、さらに規制のあり方について検討すること。

十 廃棄物処理施設における事故が発生した際には、周辺住民等に対して速やかに情報を提供するように地方自治体を指導するとともに、環境影響・健康影響を最小限とするよう努めること。

十一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)及び特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)について、その施行状況につき不断の検討を行い、必要な措置を講ずること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○小沢委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○小沢委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。小池環境大臣。

○小池國務大臣 ただいま御決議がございました附帯決議につきましては、その内容、趣旨を十分踏まえまして、努力をしまっている所存でございます。

○小沢委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○小沢委員長 次に、環境保全の基本施策に関する件について、調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣参事官森本英香君、防衛庁長官官房長北原巖男君、外務省中東アフリカ局長堂道秀明君、農林水産省農村振興局長中條康朗君、林野庁森林整備部長梶谷辰哉君、経済産業省大臣官房審議官市川祐三君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長藤田昌宏君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長寺坂信昭君、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長南川秀樹君、環境省総合環境政策局長松本省藏君、環境省総合環境政策局環境保健部長滝澤秀次郎君、環境省地球環境局長小島敏郎君、環境省環境管理局长西尾哲茂君、環境省環境管理局长小野寺浩君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○小沢委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。加藤勝信君。

○加藤(勝)委員 おはようございます。自由民主党の加藤勝信でございます。

環境保全の基本施策全般に関して質問させていただきます。

まず、環境保全あるいは環境ということになりますと、その対象として、まさに地球という全体、システムそのものがその対象になるわけでありまして、また、いろいろな本を読ませていただ

くと、そこに住む我々人間そのものが、環境と対立関係にあるというよりは、まさにその中に存在をしている、まさに環境の一部である、こういう認識のもとでこれから考えていかなければいけないということを勉強させていただいているところであります。

こうした認識に立ったときに、今、法律案の議決も行われたわけでありすけれども、産業廃棄物の不法投棄あるいは有害な化学物質による汚染など、こうしたものを防いで環境保全を図っていく、そのためには、いわば悪質な事業者、業者、あるいはそうした事態を徹底的に取り締まってい

く、こういう姿勢は当然に必要であり、より一層求められているわけでありす。

しかし同時に、今生じているさまざまな環境に関する問題を考えたときに、そうした従来の規制的なやり方だけで環境保全が今後とも図っていくのだから、そこにはやはり限界があるのではないかと。いろいろな指摘がありますように、いわゆる規制的な手法に加えて、経済的な手法、あるいは自主的な取り組み、さらには情報的な手法などさまざまな政策手段を駆使して、私どもの人間社会そのものが環境の保全が図られている、そういうシステムをこの社会の中に構築していく、こういうことが何といても不可欠ではないかと。こういうふうに思うわけでありす。

そういう意味から、大臣も所信表明におきまして環境と経済の統合ということを掲げておられますけれども、同じような問題認識に立つての表明というふうに聞いておりました。ここではそうした観点に立ちまして、四点にわたって質問させていただきます。

まず第一点、産業廃棄物の不法投棄防止という観点であります。

少し話は変わりますけれども、先日、ある新聞記事を読んでおりました、インターネットの中で、特にオークションという一番オープンな仕組みの中で、よい評価と悪い評価というのをどう使っていくかという話が少し出ておりました。一

般的には、悪い評価が重なっていく、そしてそこには取引をしないということになるわけですが、結果的に、悪い評価を受けている業者というのは一回退室をするわけでありすけれども、再び名前を変えて参入をしよう。なかなか退室そのものを図ることができない。そうした中で、よい評価というものを重ねていくことによって、よい評価を得た業者というのは、決して市場からは出ていかなければなりません。むしろ、よい評価を継続していくこととする努力をしていく。そして、そのことが信頼関係を生み、さらにより業者を選定するようになっていく。

こういうことで、それを呼び込みという表現をしておりまして、それを言ってしまうと、いわゆるブランドということになるのではないかと。インターネット、オープンな仕組みにおいてはもとよりでありすけれども、この産業廃棄物というものは、もちろん許可という前提条件はありますけれども、私は似たような側面があるのではないかと。そういう意味でも、この一月の中央環境審議会の意見具申でも、いわゆる排出業者が優良な業者を選択するような仕組みを講じて優良業者が残っていく、また、そういうものこそ経営が成り立つていく、つまり、そういうような優良業者育成施策の必要性が指摘をされているわけでありすし、先ほどの附帯決議にもそのようなことが盛り込まれているわけでありす。

この点をさらに進めていくことを考えたときに、いかに評価を進めていくのか。なかなか、国の立場で言いますと、これが悪いということとは言えても、これがいいというのは非常に言いにくい側面がある。そうなりますと、いわゆる第三者的な機関等を通じていい評価、そういうものをどう積み上げていくかということが一つのポイントではないかというふうに思うわけでありす。

こうした、広い意味では優良事業者を育成していくという意味で、これから、今回の決議も踏ま

えていただきまして、どういう取り組みを具体的にしていければよいと考えておられるのか、大臣のお考えをお示しいただきたいと思ひます。

○小池国務大臣 冒頭に、環境をどのように守っていくかの大切な委員会の方からお話がございます。これまでの大量生産、大量廃棄、大量消費という流れから、スリールに変えていくという循環型社会に変えていく、その中で、このように不法投棄という犯罪を防止して、そして産業廃棄物についてもこのスリールがうまく回っていくということ、これは大変重要なことだと思ひますし、その担い手が、どういう形で優良、そしてこれはよくないというふうな形で知らしめていくかというの、今御質問にありましたように大変重要なポイントだと思ひます。

この廃棄物処理法は、これまでも何度か改正がございました。そして、それによって排出事業者の責任が強化されているということからも、排出事業者にとって信頼できる産業廃棄物の処理業者をどうやって選ぶかということが極めて重要になってきています。

環境省では、これまでも悪質な業者に対する徹底的な取り締まりも実施してきておりますけれども、今後はこれらに、こういったネガティブな部分に加えて、優良な処理業者を育成することも必要だ、このように認識もしております。その意味で、優良な処理業者の育成に向けて、産業廃棄物処理法の今後のビジョン、そして優良なビジネスモデルについて今年度から検討を既に始めているところであります。

さらに、中央環境審議会の意見を受けまして、排出事業者がみずからの判断でより優良な業者が選択できるように、まず積極的に情報公開を行う、そして行政処分を一定期間受けていないことなどを含めて、優良か否かを判断する際の評価基準を設定する。その基準に適合する業者に対しては、更新許可の際に添付書類の一部省略など、これによってインセンティブを与えていくということなど、積極的に検討、導入をしてまいりたいと思ひます。

え、更新許可の際に添付書類の一部省略など、これによってインセンティブを与えていくということなど、積極的に検討、導入をしてまいりたいと思ひます。

考えているところでございます。

○加藤(勝)委員 どうか、さらにその優良の評価ということを積極的に進めていただきまして、所期の効果を十分に発揮できるように、そういうシステムの構築に向けて努力をしていただきたいと思ひます。

続きまして、経済的手法という中に係るわけでありす。産業廃棄物の処分等に係る税、いわゆる産廃税について御質問させていただきたいと思ひます。

産廃税につきましては、私の地元の岡山県を初めとして既に八県一市において施行され、さらに、条例が制定され、あるいは条例案の作成に入っているようなところも含めると、幾つかの府県もこれからやろうという状況にあるというふう聞いております。

また、地元での取り組みを聞きますと、産廃税による取上げによって上がったお金を原資として、意識の改革、あるいは循環型社会の実現に向け産業活動を支援していく、あるいは監視強化などの対策など適正な処理の推進、さらにはエコタウン事業の推進など、基盤整備を進めているということでありまして、話を聞く限りは、不法投棄の減少にもそれなりの効果があるのではないかと。こうしたような評価も聞かえておりますが、一方で、監視を強化した結果、過去の不法投棄の現場がいろいろ見つかってくる、そういうところもあるというふうな話も聞かせていただいております。

この産廃税の導入に当たりまして、産廃そのものの減量効果ということももちろんあるわけでありすけれども、他方、逆に、課税を回避するという観点から不法投棄が増大してしまうのではないか、あるいは課税をされている県を除いて課税されていないところへ行ってしまうのではないかと。そういうような指摘もなされていたわけでありす。

既に、産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会というのを省内にお設けに

なられて議論が、検討が進んでいるとも聞いておりますけれども、産廃税が既に施行されている現状において、先ほど申し上げた種々の問題点としての指摘、こういった点を含めて現状どのような評価されているのか、その点を教えていただきたいと思ひます。

○小池国務大臣 いわゆる産廃税、産業廃棄物税についてのプラス面とマイナス面については、もう既に御質問の中ですべて言い切つていただいているのではないかと思います。環境省といたしましては、この産業廃棄物税について、まず、処理施設の整備を促進するための財源の確保、そして産業廃棄物の排出を抑制するという効果が期待される、これがプラスの面で見えておりますが、今御指摘ありましたように、税の支払いの回避、そしてまた不法投棄がかえって増大するのではないか、そして課税が行われていない県に産業廃棄物が移動する、拡大してしまうといったような懸念を環境省としても認識をいたしております。

そこで、全国的に円滑な産業廃棄物の処理を目的とするというところから、昨年の一月に、産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会、今御質問の中で御紹介いただきましたように設置をいたしております、課税の効果と影響等について検討をしているところでございます。

都道府県、八県一市で導入をされておられます。岡山も含めてでございますけれども、三重、鳥取、岡山、広島、この御協力を得まして、課税することによって、産業廃棄物が県外に移動したかどうか、それから不法投棄にどんな変化が起きているのかなど、それぞれ御協力をいただいた上で調査を行いました。その結果、課税が開始されてからまだ日にちがたっていないということ、必ずしも十分なデータが利用できるという状況にはございませんけれども、現在のところ、不法投棄の増加、県外への流出の増加ということ、この二つが懸念された点でございますけれども、これは確認がされていないということでございます。

各県から意見を徴収するというところ、それから、今度は課税される事業者の方の意見も聞いてみなければなりません。そんな両方の意見を聞いて検討を進めているところでございますけれども、産業廃棄物行政における税のあり方については、先ほど申し上げました産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会、こちらの方でまず検討を重ねていただいた上で、最終的な取りまとめをまいりたいと考えております。

○加藤委員 しかるべき機関の中で見定めなければいけないという点はあろうかと思ひますけれども、ひとつ、環境省としての御判断、評価というものをしていたら、もしこれが非常に効果があるということであるならば、導入していただかないか、そして積極的な働きかけをしていただかないか、というふうに思ひます。

次に、やはり経済的手法ということになりましようけれども、エコファンドというのがありますけれども、その点について御質問をしたと思ひます。

いわゆる社会的責任投資の一種類であるということ、企業の環境問題に対する配慮をしている状況を積極的に考慮して投資を行うエコファンドというのがあるという注目をされているところであります。我が国においては一九九九年です、初登場した。

その残高、最近増加しているといつてもまだまだ少ない金額にとどまっております。それから、我が国のそうした投資市場の特殊性というところを考えると、例えば投資信託市場に占める割合、これをとても欧米に比べてかなり低いといふふうに思ひます。欧米に比べてかなり低いといふ点に思ひます。資料を見ますと、エコファンドに対する個人投資家そのものの関心は、しかし決して低くはないという調査もあるようであります。

そうした環境保全の取り組みをこれから進めていくために、先ほどの優良業者ではありま

けれども、積極的に取り組んでいくところに資金が流れて、またその活動を活性化していく、そういう意味からも、このファンドの活用を積極的に図っていくということが一つ必要ではないかといふふうに思ひます。

そういう意味から、日本において同ファンドがなかなか規模が拡大していかない理由としてどういふ点があるのか、そしてそれに対してどういふような対応をしようかと考えているのか、その点をお示しいただきたいと思ひます。

○小池国務大臣 環境と経済の統合という大テーマでございますけれども、経済の中には金融ということも十分含まれて、お金の流れを環境をよくする方向に持っていくというのは大変重要なことだと思ひます。私自身、大変この分野に興味を持っています。

社会的責任投資、SRIの純資産高、そして投資信託市場におけます割合というのは、おっしゃるとおり、欧米に比べますと、一けたどころじゃないです。三けたぐらい違うという状況であります。これをどのようにして進められるか、今いろいろな角度から研究もしているところでございます。

なぜ進まないのかという理由でございますけれども、例えば、持ち合いの株式の割合が日本の場合非常に大きいという、これはまず日本の資本構造そのものの問題点からあろうかというのが第一点。これを含めて、社会的、文化的な事情の違いもあります。

それから、財務情報の場合と異なつて、事業者の環境情報が必要しもまだ社会や市場に十分に提供されていないこと、今、この国会におきまして環境配慮促進法案というのを私どもも出させていたしておりますけれども、まさにそのための情報をできるだけ公開をして、そして投資家の皆さんの判断基準を差し上げないと、それは、幾らエコファンドをもつてやっても、ださいと言つても、判断の材料がないと判断できなくなるといふことで、総合的にこの法案

に取り組ませていただいているところでございます。

この法案については、審査のときに、御審議のときにも御説明もさせていただきますけれども、基本的には、事業者及び国民に、投資などに当たつて相手方事業者の環境配慮の状況を勘案して投資を行うように努めていただくこととして、努力義務を設けている。それから、国としても、こうした事業者として国民の取り組みを促進するために必要な措置を講ずること、これがこの後御審議いただくとするものでございます。

ですから、実証的な研究を含めまして、情報提供そして普及啓発を行うことで、環境に配慮する企業が市場や社会で評価される、そういった基盤を整備して、日本におけるエコファンドなどのSRI、もっと広い意味でいけばCSR、これを一層普及拡大を進めてまいりたいと思ひます。

あとは、欧米などの場合は、年金等々の機関投資家が宗教の関連であつたりするといふもの、いわゆるネガティブスクリーニングを進めやすいように風土を持っている。そういったところも、文化的、社会的な差異というものがこれまで大きな部分であつたことを、これは私自身もそうだろうなといふふうに思ひますが、それをぜひ変えていきたいと思ひます。

○加藤委員 ありがとうございます。さらに、いわゆる受託者責任の議論というのもあるように聞いております。いずれにいたしましても、こうした環境保全が積極的に進んでいく、こういうシステムの構築に向けて一層の努力をお願いしたいと思ひます。

最後に、化学物質排出把握管理促進法、いわゆるPRTR法について御質問させていただきます。

ちょうどきのう、三月二十九日でありますけれども、平成十四年度のデータについての公表が行われておりました。今回が二回目ということであ

りますけれども、その中身を見させていたくださ
すと、平成十四年度のいわゆる届け出排出量とい
う概念になりますけれども、その全体は前年度比
で約七％減少しているということでありました。
流れとしてはいい方向かな、しかし、何によるの
かなという気もするわけであります。

また、私の地元も水島等いろいろな工業地帯を抱
えておりまして、そういう関係者の方から今既に
いろいろな多くのデータが集められて、その実態
を広く国民の皆さんが知っている状況を目のつ
くつていくというものがこの法律の本旨でありま
しょうけれども、そうした各化学物質の排出量あ
るいは移動量が示されていく。しかし、これが何
回か進む中で、本当にこのスキームのもとでそう
した排出量、移動量が減少していくことになっ
ていくんだらうかということに懸念する声も出
てきているわけであります。

今後、この制度をより機能的に活用していくた
めに、さらに追加的な措置を含めて、どのような
取り組みをされ、またしていこうとしているの
か、その考えをお示しいただきたいと思いま
す。

○加藤副大臣 今委員が御指摘されたように、昨
日、第二回のP R T Rデータの集計結果等を公表
したところでございます。前回の結果と比較しま
して、届け出排出量が御指摘のように約七％減少
しております、この減少の数字については今後
詳細な検討が必要であります、現時点におきま
してはP R T R制度導入によります一定の成果が
上がっているのではないかと、こんなふうにとら
えてございます。

環境省といたしましては、関係者の御努力によ
り支えられている本制度でございます。先ほど大
変な努力をしてこういった面についての調査を積
み重ねているんだという紹介がございましたが、
まさにそういった中で本制度をより有効に機能さ
せていくことが重要である、必要である、このよ
うに考えてございます。

掲載するホームページの充実を図っていかんけれ
ばいけない、あるいは市民ガイドブックの作成、
普及もさらにやっていかなければいけないと思っ
てございますし、あるいは届け出のあった全事業
者に対するいわゆる自主的な化学物質管理の改善
に向けた取り組みの推進の依頼、丁寧に依頼をし
てまいりまして、さらに努力をしていただきた
い、こういったことでございます。

それからさらに、市民、産業、行政等が相互に
意思疎通を図っていかねばいけない。リスク
分析の中におきます最後の、三番目のリスクコ
ミュニケーションという考え方がございますけれ
ども、こういうリスクコミュニケーションの推進
等を進めていきたい、こういうふうと考えており
まして、こういった取り組みによりまして、化学
物質の自主的な管理が促進され、化学物質の環境
中への排出が一層削減されるように引き続いて最
大限の努力をしていきたい、このように考えてお
りますので、よろしくお願いを申し上げますと思
います。

○加藤副大臣 まさに環境問題そのものが最大
の政治課題といっても言い過ぎではないというふ
うに思います。さらなる積極的な取り組みをお願
い申し上げます、質問を終わらせていただきま
す。

○小沢委員長 次に、松本龍君。

○松本龍委員 おはようございます。民主党の
松本龍です。二十分という短い時間ですけれど
も、よろしくおつき合いを願いたいと思います。
三日前に地元の新聞にソメイヨシノの記事が出
ておりまして、「南九州「開花宣言」出せず 温暖
化「桜の警告」という見出しになっておりまし
て、ことしもまた福岡が全国で最も早い開花宣言
で十七日に出来たけれども、二十七日、三日前
には宮崎、鹿児島も開花宣言が出ていないという
記事でありました。まさに、地球温暖化という
のあらわれかなというふうに思っております。
私は、環境問題と出会ったのが、二十数年前に

実は地元で松くい虫が大量発生をして、異常発生
をして松が枯れているという事態があって、そこ
に全国から専門家が集まってそれを調査されたこ
とがあるんですけれども、その調査をされた中に
たまたま私の大学の友人のお兄さんがおられて、
彼は生物学の専門でありますけれども、彼と食事
をしたときにこういう話をされました。龍さん、
松くい虫の異常発生というのは普通あり得ないん
ですよという話をされていたのを記憶しているん
ですが、つまり、昔は松の葉が落ちたりすると、
枝を取ったりあるいは葉っぱを取ったりして、そ
れを燃料にして薪にしていた。ところが、人間の
営みが変わってそれをしなくなった。ですから、
普通なくなる松くい虫が燃えられずにそこにたま
って大量発生というふうになったんですよと言わ
れました。

先月、実は有明海に行つてノリの状況を見てき
たんですけれども、漁民の皆さんが大変な悲嘆に
暮れている姿を見て、これもまた厳しい状況だ
と。本当にやりどころない怒りをぶつけられたわ
けでありますけれども、四年前もリゾソレニアと
いうプランクトンが大量発生をして、それが原因
で色落ちしたという話があります。

ですから、まさに、生態系というのは余り変
わっていない、しかし人間の営みが変わってい
る、人間の生活の仕方が変わっているから生態系
が変わってくるように見えるんだというふうに私
は思います。有明海も、どういう状況かという
と、まさに、近隣にダムができたたり干拓工事が
あったりして、人間の営みによっていろいろなこ
とが変わってきているんだ、したがって環境問題
というのは大変難しい問題だと私は考えていると
ころであります。

まさに、生態系というのは悠久の歴史をずっと
来ている。しかし、人間の生活の仕方、営みの仕
方が、産業革命あるいは戦後、エネルギーの問題
等々、いろいろな問題で急激に変わってきてい
る。その結果が今大きな地球環境の問題になっ
ているんだらうというふうに認識をしているわけ

ありますけれども、環境大臣の御所見をお伺いし
たいと思います。

○小池国務大臣 今松本委員がおっしゃられまし
た地球環境の大きな変化、それに対する警告とも
お感じになる、そういう御質問だったと思います
が、私もその認識を共有させていただきます。

桜の時期もそうでございますけれども、何だか
最近では日本のこれまでの季節をあらわす季語とい
うものを本当にどの段階で使っているのかと迷う
ようなこともしばしばあるわけで、それは結局、
日本の文化であるとか情緒であるとか、そういう
ところにも間接的に影響を及ぼすのではない
か、そんな思いがあるところでございます。

原因は何かというと、やはり今おっしゃったの
と同じで、人間のライフスタイル、そしていろ
いろなぜいたくにせいたくを重ねていって、それ
が結果的にいつの間にか生態系を崩してしまう
ということ、その結果であるというのは、科学者
ですとそこはきつちりとまた分析をして答えられ
るんではないけれども、私などはどちらかというと
皮膚感覚でそのことを考えます。逆に、皮膚感
覚だからこそ、これはおかしいぞということの危
機感が募ってくる。しかし、そのままぜいたくに
なれ過ぎていくことはいけないという意味で、こ
れからもいろいろな意味で、総合的に環境保全の
ための方策を地道に、そしてまた広く訴えかけ
てまいりたいと考えております。

環境と経済の統合というのは、日本にとって、
経済状況がまだまだ十分に健康体に戻っていな
い、そういう中において、実は大きなきつかけに
もなり得ると考えておりますので、この大きな
テーマについて新たな展開を目指すこと、それを
ベースにしてしっかりと取り組んでまいりたいと
考えております。

○松本龍委員 今大臣の方から季語という言葉
が出ましたけれども、私も実は、季語の話で思っ
ているんですけれども、総理の所信を聞いても、
大臣の所信を聞いても、一時間委員会の話を聞い
ても、なかなか季語がないなというふうな話が、

つくづく思っています。五七五、十七文字の中に季語が必ず一つあるのに、この委員会の質問等々を見ても、いろいろな意味で季節の感覚がないというの、私、今大臣の話を聞いて思いました。人類に対する警告だろうというふうな言い方を今されたと思います。豊かさ、便利さを享受してきた結果、こういう状況になっているという意味だろうと思いますけれども、高病原性鳥インフルエンザの話でありますけれども、いろいろな意味で、去年は、SARSに始まりまして。そして、恐らく十一月だったでしょうか、霞ヶ浦でコイヘルベスというのが出てきて、今度は鳥インフルエンザ、あるいはアメリカでのBSE等々、NHKの「クロースアップ現代」でも、アジアで同時多発しているというふうな話があります。

そういう意味では、食の安全に対して今大変危機を抱いているのは、もうすべての人だということに思いますが、もうすべての人だということにインフルエンザに対する対策はどこでやっておられるか、どういふ対策を練っておられるか、お伺いしたいと思います。

○小野寺政府参考人 環境省では、私どもの自然環境局で担当しております。具体的には、野鳥、渡り鳥の関与ということが懸念が持たれているところがあります。感染経路解明の中で、野鳥、渡り鳥がどういふ関与を持っているかということ、科学的に分析することを目的にして調べているところでもあります。

具体的には、感染地の山口、大分、京都で、感染が発見されたときに直ちに職員を派遣して、周辺、おおむね半径十キロ内の野鳥、とりわけ渡り鳥の生息状況について、概要を把握しております。また、大阪の茨木市で感染して陽性のカラスが死んで発見されたわけですが、そのときにも直ちに職員を派遣して、周辺の野鳥の生息状況、カラスの分布等を調べているところでもあります。

また、関係四府省で、この問題が起きたときに、科学技術振興調整費によって感染ルート

緊急調査をやっております。渡来ルートの分析、韓国調査を含みますが、周辺地区の野鳥ウイルス調査をあわせてやっております。野鳥ウイルス調査の一番直近の結果は、三地区平均百羽、三百検体、合計千近くありますが、すべて陰性の結果となっております。

○松本(龍)委員 今、自然環境局の方からお話がありました。恐らく、農林水産省等々と話し合いをされて、渡り鳥の調査は環境省がやってくれということだったと思うんですけれども、設置法をけさちよつと見たんですけれども、なかなか読みにくい。だから渡り鳥の調査は要らないというわけじゃないんです。ですから、私が言いたいのは、こういう状況が世界で起こっているときに、渡り鳥の調査はそれは十分するべきだと思います。ところが、カラスの原因だとしても、高杉晋作じゃないんですから、三千世界のカラスを殺すわけにはいきませんし、鳥インフルエンザが渡り鳥の、陰性だからよかったものの、陽性だったらどうなるんだらう。そこである意味ではぶつんと切れてしまふんですね。ですから、地球環境というものの、今起こっている状況をどうやっていくか。

この間、うちの鮫島環境博士に話をしたときに、何で毒ガスが環境省なんだろうという話をしたら、彼が、土、水、大気なんだろうというふうな話をされました。今、世界で土が移動しています。そして、水も移動しています。飛行機を通じて、生物や植物も移動しています。だから、そういう新しい時代の中で、新しい状況の中で、アジアに多発しているこれらの事態をやはり説明していく大きな枠組みが必要だと私は思うんですね。

きょう、ずっと設置法を読んだりしてみただすけれども、なかなか読みにくいと言ったのは、環境省というのは、もつと幅広く腰を据えた議論をするべきだらう。ですから、環境問題でアジアに貢献するんだという意気込みでやはりこれに取り組んでいただきたい。自然環境局のマトアであ

りますけれども、総合環境局の例えば環境保健部がありますけれども、化学物質、毒ガスに追われ大変忙しいですけれども、その部局で本当にこれらの問題に対して大きな取り組みをしていくぐらいの気合いが今必要なんだろうと、私はむしろエールを送っているわけですが、新しい問題に対する知見を促進するために、やはりいろいろな方策をとる必要がある。

ですから、設置法も毎年見直してやるぐらいの気合いを持って新しい事態に対応していく、そういうことが必要だろうと思えますけれども、それに対する御所見がありましたらお伺いしたいと思います。

○松本政府参考人 お話ありましたように、環境問題の解決には、関係省庁との連携、調整、その中で環境省が主導的な役割を果たしていく必要がある、全く御指摘のとおりだと思います。

今、環境省設置法のお話がありましたけれども、御承知のとおり、第三条で環境省の任務というものがございまして、「環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全を図ることを任務とする。」これは大変大きな概念規定で整理をされております。

時々刻々新しい環境問題というのが国内外で出てくるわけがございますので、この与えられた任務というのを基本的にはできるだけ幅広く考えて、前向きに、積極に取り組んでいく必要があるという心構えでいきたいと思っております。

○松本(龍)委員 今おっしゃったのはよくわかります。ですから、もつと新しい時代に即応するようないやうなやり方も環境省は堂々と自己主張していきながら、こはもつと予算をくれとか、どんな自己主張しているかというふうに思っています。新しい事態に対応する、若い省庁ですから、そういうこともどんどんやっていただきたい。

何でこういうことを言うかといいますと、この一年半ぐらい環境委員会に所属してまいりました、どうも自己主張が足りない。つまり、厚生労働省との関係、あるいは鳥インフルエンザでも農

林水産省との関係、去年、霞ヶ浦で自然再生推進法の視察に参りましたけれども、そのときも国土交通省との関係があり、何かもう調整役に終わっている、各省庁に遠慮をしているという姿が大変見られます。

そして、なおかつ、この間うちの田島議員が大変立派な質問をされて、神栖町の毒ガスの件で質問されましたけれども、あのときも、まさに防衛庁に何か遠慮をしているような発言が目立った。この間、余り揚げ足をとるような話は嫌いなんですけれども、滝澤さんが、「ただいま御指摘の資料についてでございますが、防衛庁よりこの調査の一環という意味では提供を受けておりません。しかしながら」「防衛庁の協力を得て、入手可能であればその入手に努めてまいりたい」と思いますが、すというふうにならうと思えます。「可能であれば」じゃなくて、こつちから言うべきです。

こつちからやはり必要なものは要求をしていく、私は、そういう意気込みが環境省に必要だと思ふんですけれども、これはまず、大臣はまだなられて浅いんですから、今までの反省を込めてちよつと言っていただいたいの思っています。

○滝澤政府参考人 全国調査、七月、八月とやらせていただきました。その際に、各省庁協力していただくように事務次官通達を出しております、それこそ防衛庁のみならず御協力をいただく、関係の資料を御提出いただくということで取りまわっております。

前回御指摘がありました著書につきましては、表現はなんでもございますが、たまたま防衛庁から提出されたものの中には入っていないかったということであるようなお答えをさせていただいたということでございます。御指摘を受けまして、早急にもちろん書物を取り寄せ、その他関係の文献についても参考として取り寄せておるところでございます。そういう状況でございます。

○松本(龍)委員 今お話をいただきました。そのもどかしさというか、調整役をずっとされて、つらい思いをされているのはよくわかります。だ

けれども、もっと、新しい、若い省ですから、どんなんぼかの省庁と、自己主張しながら、時にはけんかもしながら、地球はおれたちが守るんだという気合いをしつかり持ってこれから取り組んでいただきたいと思っています。補佐役ではなくてヘッドクォーターになるべきです。そういうふうには思います。

大臣、私、去年覚えた言葉で身土不二という言葉があつて、何かなと思つたんですけれども、まさに体と土は同一のものであるという言葉がありました。それはまさに、古くから日本人がこういう言葉を持っていたんだということで、いい言葉だというふうには私は思つたんですけれども、大臣、今滝澤さんからお話がありましたけれども、これからもっとリーダーシップを発揮されて、永田町の言葉で奮励という言葉がありますけれども、余り好きではありません、しつかり自己主張をされてこれから環境問題に取り組んでいただきたい、そのことをお願いしたいと思います。

それと、去年、私、視察でデンマークに行つたんですけれども、そこにステファン・鈴木さんという方がおられました。彼はデンマークで風力発電のことに情熱を持って取り組んでおられる方ですけれども、このステファン・鈴木さんが、日本人ですけれども、二十数年前に大使館でアルバイトをしてから、それから初めて去年大使館に来ましたというふうには言われたんです。私、驚いたんです。つまりそれだけ、頑張っている日本人がデンマークにおられるけれども、彼が日本のいわゆる行政と接触をしていなかった。つまり、そういう人たちがいるけれども、逆に言うと、環境省なり外務省なりそういうところは、そういう人たちのことを知らなかった、知つていたけれども会わなかったというのは、私はある意味では怠慢だということに思っています。これは環境省ではなくて外務省に大きな責任があると思いますけれども、そういうことも含めて、最後に大臣の御所見をお伺いして、終わりたいと思います。

○小池国務大臣 まだ半年そこいらで、反省するには至つていないのかもしれませんが、私も思うんですね。一部上場を果たして、さあ、これからというときなんですから、それぞれ能力を持った職員がもっと縦横無尽に頑張つてほしいと思つております。そして、それをしつかりと後押しして、リードもしていくのが私どもの仕事であらうということを考えております。

ちなみに、きのうエコイスト大賞というのを決めたんですが、エコイストではなくてエコイストということ、すべての職員、環境研究所も含みます、他省庁へ出向している人材も含みます。今出向で来ている職員も含めて、環境に対してのみずからの政策を出してごらん、そしてまた、一番霞が関で残業時間が圧倒的に長いと言われるこの環境省の仕事の流れをもう一度見直してみようというところで職員から募りましたら、百六十件も参りました。すばらしい意見、いっぱいあります。ぜひそういうことを、私どもの政治的なリーダーシップと、それから職員の、少ない職員ですけれども、みんな知恵がある、やる気もある、そのみんなが一番活動しやすい、まさに環境省の環境づくり、そして発想づくりというのをしてみたいと考えております。

お励まし、ありがとうございます。
○松本(龍)委員 終わります。ありがとうございます。

○小沢委員長 次に、鮫島宗明君。
○鮫島委員 民主党の鮫島宗明です。

きょう、小池大臣に初めて、地球温暖化対策の問題についてお伺いしたいと思います。ちよつと通告と順序が違つて、最初に森林吸収の問題、二番目に原発の増設を中心とするエネルギー政策の見直しの問題、三番目にバイオマスエネルギーの普及という順番になるかと思つて、今松本委員の質問を聞いていて、私も環境省の応援の一員として、ちよつと内閣の環境問題に対する姿勢が弱いのかな。というのは、例えば小泉さんの発言の中ほとんど、地球温暖化対策が

大事だとか、やはり環境と経済、エネルギーの三位一体の改革が大事だとか、余り環境の話が出てこないし、ブッシュ大統領に対して京都議定書の批准の方向で努力してほしいというメッセージを伝えたという話も聞いていません。これは通告していませんけれども、小池大臣が環境大臣を拜命するときに、小泉首相から何か特に頑張れというようなことがありましたでしょうか。

○小池国務大臣 所信表明の中にも盛り込んでいたにいたる、まさに環境と経済の統合、これをとにかくしつかりやってくださいということ、これはお会いするたびに直接御指示がございます。そして、総理の所信表明の中にももっと盛つてほしい、そのあたり、環境に対して、特に地球環境問題に対して強く訴えてほしいということ、この辺、それぞれの役所があれも書け、これも書けと言つてくるところを、随分その中で取り入れて、元原プラス私どものお願なども聞き入れてくださったかと思ひます。

それから、何よりも、言葉よりも実質だということ、例えば、いつも小泉総理がおっしゃいますのは、役所、だから政府関係の公用車を低公害車へ切りかえるということ、これは言葉もさることながら実質ではないか、これが僕の、総理の考え方そのものなんですよ、環境大臣、これをもつてPRしてくださいと言われましたので、PRさせていただきます。

○鮫島委員 では、具体的な質問に入りたいと思ひますが、今の地球温暖化推進大綱、基本、大きな枠組みとしては、エネルギー分野については、新たな需要の部分あるいは今の火力発電所の部分になるべく原子力発電に置きかえて、この分野ではプラス・マイナス・ゼロを維持する、そのほか、六割削減分のうちの三・九割は森林吸収で見込む、あるいは国民各層のさらなる努力なり技術革新で二割というように枠になつています。最初に森林吸収のことをこでちよつと確認ですけれども、一般の国民の人は、森林吸収で三・九割見込みますという、一九九〇年に比べて二

○一〇年は日本の森林がいったいCO₂を吸収するといふふうには誤解している方が多いと思ひますが、実際の一九九〇年の日本の森林のCO₂の吸収量と二〇一〇年のCO₂の吸収量は、どちらが多いんでしょか。

○梶谷政府参考人 一九九〇年時点におけます森林の炭素吸収量につきましては、約二千三百万炭素トンと推計されているわけですが、森林・林業基本計画におきますその目標年である二〇一〇年の林齢構成につきましては、現在より、成長力のある七輪級、八輪級が減少いたしまして、高齢級の方に移行するというところで、二〇一〇年時点の森林炭素吸収量は約一千九百万炭素トンに減少するものと見込まれております。

○鮫島委員 実際の科学的な吸収量からいって、一九九〇年に比べて二〇一〇年は四百万トンほど減りますよ。これは、木が大きくなれば当たり前の話で、この国会の敷地の中にも、樹齢を重ねたクスノキがたくさんありますが、木は育つてくればだんだん光合成をしない幹の部分とか根つこの部分とか枝の部分が増えてきて、それがいわゆるの扶養家族みたいになつて、稼ぐ方と稼がない方のバランスが、だんだん年をとれば稼がない方のバランスがふえてくるので、日本の森林も、戦後の植林期の木が、今おっしゃつたように、だんだん成熟期に入つてきますから、吸収量としては減ってくる。

しかし、京都議定書の中で、ある種特例的な、最初だけの措置ですよということ、これまで人間の管理下に入つていませんでした、しかし、新たに人間の管理下に加えますという部分について認めてあげましようというのが京都議定書で認められた森林吸収、この枠を目標にしようというのが今の環境省の方針というか政府の方針だと思います。ただ、これも、新たに人間の管理下に入つたといつても、では、山火事注意の立て札を立てればいいのかというと、そうでもない。どこまで手入れをすれば、新たに人間の管理下に入つたという

ふうに認められるのか。これは国際事務局との協議だと思いますが、今、林野庁が計画している森林・林業基本計画でどうとされている人としての、国際事務局で認められる、それだけやってくれば新たに人間の管理下に入ったというふうな認めがあげますよという枠内に入っているというふうか。

○梶谷政府参考人 先生御指摘のとおり、森林吸収源として認められます森林の条件といたしましては、京都議定書及び第七回締約国会議のマラケシユ合意で、三条四項において、人為活動としての森林経営を適用できることとされております。林野庁と環境省が合同で設置いたしました吸収源対策合同検討委員会におきましては、我が国においては、このマラケシユ合意の、森林経営として人為活動が行われていると認める森林は、一つ目といたしましては、一九九〇年以降、植栽、下刈り、除伐、間伐等の適切な森林施設が行われている森林、二つ目といたしまして、法令等に基づき、伐採、転用規制等の保護・保全措置がとられている森林との考え方が示されているところでありまして、林野庁といたしまして、この考え方に即しまして森林経営ということで考えているところであります。

○鮫島委員 今のような説明に基づいて、森林吸収源十カ年対策ということで十カ年の計画を立てておられるんですが、それには当然予算が必要で、ところが、聞くところによると、今認められている予算の範囲では、三・九%を見込むだけの森林の手入れをする予算がついていなくて、二・七%とか二・九%とか、大分足りませんという話なんです、その辺は今どんな見通しになっているのでしょうか。

○梶谷政府参考人 京都議定書の運用に当たりましては、我が国の温室効果ガス削減目標の六%のうち、先生御指摘のとおり、約三・九%分に相当する二酸化炭素量を上限に森林吸収量を計上することが関係国の間で認められておるわけでありますが、地球温暖化推進大綱にも明記されております

すとおりに、現状程度の水準で森林整備が推移した場合に、確保できる吸収量は三・九%を大幅に下回るおそれがあるというふうな考えております。

このため、平成十四年十二月に策定いたしました地球温暖化防止森林吸収源十カ年対策に基づきまして、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理保全、木材及び木質バイオマスの利用の推進等について、関係府省と連携を図りまして進めていくこととしているわけでございます。

その推進に当たりましては、京都議定書の約束期間終了までの十カ年を三つのステップに区分いたしまして、ステップごとにその進捗状況について評価、見直しを行うステップ・バイ・ステップの考え方に基づき、総合的に推進していくと考えてあります。

○鮫島委員 目標としている算入対象の森林面積千七百五十万ヘクタールに対して、今の予算規模、進捗状況ではとてもそこまでいきませんよという話だと思いますが、何か最後の方は、三つに分けて、大丈夫という意味ですか、今のようないベースでも、千七百五十万ヘクタールを新たな管理下に入れられるという答弁なんですか。

○梶谷政府参考人 先ほど申し上げましたとおり、現状程度の水準で森林整備が推移した場合に大幅に下回るわけですが、大体の試算といたしましては、炭素量から計算いたしました、二・九%程度しかないだろうというふうな考えているところであります。

○鮫島委員 私は、本当は、この森林吸収を見込むことは反対なんです。つまり、科学的に言えば、一九九〇年に比べて二〇一〇年の森林の吸収量は落ちていきますから、これで三・九%稼いだとばかり世界に向かって胸を張れる話ではない。

ただ、三条四項で、特別、一回目だけはいですよということで、新たに千七百五十万ヘクタールを人間の管理下に組み込むという方針を日本はとっているわけですが、これは、だから、科学的な吸収量ではなくて、政治的な吸収量と言われ

ている吸収量だと思いますが、今のベースでは千七百五十万ヘクタールになかなか到達できそうもないという話ですと、環境省としては、これは下方修正しなくちゃいかぬなというおつもりなんですか。あるいは、何か特別の応援の措置を大臣はお考えになっておるのか。

○小池国務大臣 今、いろいろとこれまでの数字、現状など林野庁の方から御説明がございまして、これは環境省のみならず、やはり林野庁、その他の関係省庁としっかりと連携をして、そして森林をまず守っていくということにかなりまい進し、また、ステップ・バイ・ステップという考え方も今林野庁の方から御説明ありましたように、環境省としても、一朝一夕に山、森ができるとも思いませんので、しっかりとステップ・バイ・ステップで取り組んでいくことが一点であります。

それから、国内での吸収量の適切な算定体制、報告体制、そういった整備をしつかりと進めていきたいと考えております。

○鮫島委員 先ほど松本委員からも話がありましたが、なかなか環境省、予算も少ないし、人員も少ない、余り霞が関の中では力のある省庁と言えないとは思いますが、こういう、例えば地球温暖化対策としての森林管理というよう分野では、林野庁が頑張つてこれだけ予算をとりまして、本当は環境省は環境省の枠としてとって、それを足してもいいんじゃないかという気もしますが、まだまだそこには環境省の力が必要なんですよ。

森林吸収について、三・九%を見込んで大綱は組み立てていますが、今のようなベースだと二・九%くらいしかいかないかもしれないという事実だけ、ちょっと今押さえておきます。

次に、原発の話をお聞きしますが、これもやはり、大綱の見通しの中で、二〇一〇年までに新たに十から十三基の増設が必要だと。これを見込んで大綱が組み立てられているんですが、最近の朝日新聞にも、大分、十から十三基というのは見通しとしてきつという指摘もありましたが、現在、二〇一〇年に運転開始になるといのは何基ぐらい見込んでいるのでしょうか。

○寺坂政府参考人 昨年三月に取りまとめられました地球温暖化対策推進大綱で、委員御指摘のとおり、二〇一〇年度までの間に原子力発電による発電電力量を二〇〇〇年度と比較いたしました約三割増加させる目標を掲げてございます。これは、原子炉の稼働率にもよりますけれども、十基から十三基の原子炉の新増設に対応するものでございます。

一方、平成十五年度の当初に届けられました電力各社が提出してまいります供給計画におきましては、地球温暖化対策推進大綱が取りまとめられて以降、二〇一〇年度までに運転開始が見込まれる原子炉の基数、これは、一昨年の一月に運転開始いたしました東北電力の女川三号機、これを含めまして九基となっております。

それで、現在、十六年度の供給計画につきまして電力各社から届け出がなされている最中で、まだ全社でございせんけれども、こうした十六年度の供給計画の変更を見ても、二〇一〇年度までに運転開始が見込まれる基数にしましては、電源開発の大間発電所、それから東京電力の福島第一・八号機、この二基がおくれることになってございます。

したがって、引き続き原子炉の新増設が、安全確保を大前提に、一步一步着実に進展するよう努力してまいりますけれども、今申し上げましたような原子力の新増設計画のおくれを踏まえまして、二〇一〇年度までに原子炉を十基から十三基増設する、そういう数字を実現することは厳しい状況にあると認識をしております。

なお、現在、総合資源エネルギー調査会におきまして、二〇三〇年ごろをにらみながら、二〇一〇年につきましても、長期エネルギー需給見通しの見直し作業を行っているところでございまして、こうした原子力の状況につきましても今後

見直し作業に生かしてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○**鮫島委員** 二〇一〇年までに十から十三基の新増設を見込んでいますが、現時点では何基が見込まれますかと聞いたので、簡単に答えてください。

○**寺坂政府参考人** 十六年度の供給計画が、今、幾つかの各社から出ておりまして、まだ出ておらないところもございます。

今時点で申し上げますと、十基から十三基との関係で申し上げますと、先ほどの女川三号機、これを含めまして七基となっているということでございます。

○**鮫島委員** 何で言いよどむのかよくわかりませんが。

今、七基とおっしゃいましたが、福島七号機、八号機は二〇一〇年までに稼働予定というのに入っているんでしょうか。

○**寺坂政府参考人** 昨日、東京電力から届けられました十六年度の供給計画におきまして、七号機は入っておりますけれども、八号機はおくれない、二〇一〇年度には間に合わない、そういう供給計画になってございます。

○**鮫島委員** いずれにせよ、十から十三基と見込んでいたのが、さっきの森林吸収でもなかなか、三・九が二・九ぐらいになりそうだと。この原発の方についても、十から十三が七程度、約半分ぐらいになっちゃうという話です。

原発の場合はもうちょっと深刻な問題があった、今とまっているのがあるんじゃないかと思いますが、何基あって、何基のうち、何基とまっているか、数字だけ簡潔に答えてください。

○**寺坂政府参考人** 現在、日本国内の商業用原子炉は五十二基あるわけでございますけれども、現在とまっております原子炉は、定期点検中その他いろいろと事情がございますけれども、十四基でございます。まして、運転中の原子炉は三十八基でございます。

○**鮫島委員** 要するに、当初の計画では、五十二基がオペレーションというか動いていて、それに新たに十から十三基、六十二、三基が動いているという前提でこの地球温暖化推進大綱が実現できるという見通しだったわけですが、とまっているのが十四基もあるの三十八基、それに七基足しても四十五基、五十二基から比べても七基減っちゃうというぐらい、原発の分担する部分が縮んでいるわけですか。

私は、環境問題はまさにエネルギー問題だというふうに思っています。その意味では、小池大臣は、かねてより、その認識は大変強い方だろう、環境問題とエネルギー問題は不即不離、表と裏の関係で一体的に考えないといけないというお考えだと思えますが、これだけ原発の見通しが狂う、それから森林吸収もさつといふ中で、今の六割削減の国際公約、大綱の見直しを含めて、どんなふうなステップで考えておられるんでしょうか。

○**小池国務大臣** おっしゃいますように、ことし二〇〇四年がちょうどその大綱の見直しの時期でございます。

今、資源エネルギー庁の方からの数字もいろいろと挙げられましたけれども、近々、電力供給計画が取りまとめられるということで、環境省といたしまして、そういった流れの方をまず見ていくということなんです。

それから、大綱の想定どおりの原子力発電電量が見込めなくなるといふような、今、大体そっちの方の流れだと思えますけれども、では、その足りない分の二酸化炭素削減量をどのような対策でカバーしていくかなどは、もちろん計画がきっちり出た段階で見直し、対策を練ってまいることになるかと思えますけれども、現時点でも、追加的な対策が必要になるという認識のもとで、これから大綱見直しの作業を含めて、精力的に今後の地球温暖化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○**鮫島委員** エネルギー政策を所管する経済産業省としては、これだけ原子力の新増設計画を見直さざるを得ないという中で、六割削減を達成するためにどういう策があり得るというふうにお考えなんではないですか。

もちろん、見直すといつても、やはり幾つか既にアイデアなり腹案がないと、いきなり無から有みたいな形のアイデアも出てこないんじゃないかと思いますが、今のこういう原発の新増設の見通しが大変厳しい中で、では、決め手はどういうあたりにありそうかどうかというふうにはお考えでしょうか。

○**市川政府参考人** お答え申し上げます。現在、経済産業省におきまして、資源エネルギー調査会それから産業構造審議会の中におきまして、大綱の二〇〇四年における見直しのための作業を進めてきておるわけでございます。

したがって、確定的なことを申し上げるわけにはいきませんが、現状を見ますと、産業部門におけるCO₂の排出量につきましては、当初、今の大綱などで予定している範囲の中に一応何とかおさまるような形ではなかつたというふうな思いがいたしますけれども、一方で、業務部門とかあるいは民生部門におきましては引き続き高い伸びが見られていくというところがございますので、その辺なども踏まえまして、対策を個別的に考えていきたいというふうには考えております。

○**鮫島委員** 私は、もうちょっと危機感といいますか、森林吸収も予算も十分でなく大変きつ、原発が大幅に見通しが狂うという中で、本当に六割削減の国際公約を果たしていきけるのか。私は、小池大臣は大変大事なきに着任されたと思えますが、今二〇〇四年で、二〇〇八から二〇一二年の約束年まで、入り口まであと四年しかない、真ん中まであと六年という中で、まさに今の環境大臣がどういう指針を示すかによって日本の国際公約が果たせるかどうかを決められるぐらい大事なタイミングだといふふうに思います。これだけのわからないことを言っていますが、これ

だけ原発が苦しいという中で、私は、世界と比べて日本が取り入れるべきは、もっと天然ガスシフトをしない限り、やはり答えは出てこないんじゃないかというふうに思います。同じ電力を出すのに石油に比べて七割のCO₂の排出量で済む。

それから、世界と比べても、世界の平均が二一％ぐらいの一次エネルギーの天然ガス依存率がありますが、日本はその約半分、一二・四％。世界の平均は二〇・九％の中で、日本が一二・四％。欧米先進国で言えば、アメリカが二二・七、ドイツが二一・五、イギリスが三六・九と、天然ガスの比率が日本が先進国の中では極端に低い。フランスも、原子力をヨーロッパ全体に供給しているような国ですので、ヨーロッパの中では一割だけ天然ガスの比率が低い。それでも、日本よりは少し高くて一三・八％です。

これを、欧米並みに、今の一二・四％を二〇％にするだけで、私どもの計算では、七割のCO₂削減、国際公約を果たせる。ですから、天然ガスシフトというのをそろそろしっかりしたシナリオとして組み込んでいかないと、私は六割の国際公約は果たせないと思います。

それからもう一つは、日本がおくれている風力、太陽光、バイオマスといった新エネルギーの分野。これについては大分インセンティブをつける措置がありますが、すばと抜けているのが天然ガスの世界。これからいよいよ燃料電池、燃料電池自動車、先ほど、小泉総理も燃料電池自動車を愛用する立場になるんじゃないかと、そういう端末の方の開発では日本がせっかくリードしているながら、何か天然ガスを中心とした水素エネルギーへの移行について大変うまくいっていない。これがなぜなのかといふことになるんですが、例えば、お隣の韓国では天然ガスの利用普及を図るためにどんなインフラ整備ができてくるのか、あるいは中国大陸ではどんなことが起こっているのかといふのを、わかる範囲でわかりやすく説明してほしい。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。

まず、中国につきましては、今後の中国におきます天然ガス需要の増大を見通しまして、中国の西部のタリム盆地というところがございますけれども、そこから上海近郊までを結びますいわゆる西気東輸パイプラインという計画がございます。それににつきまして一部着手されるなど、幾つかのパイプライン敷設計画が存在しております。しかし、まだ天然ガスの一次エネルギー消費に占める比率も低く、現時点におきまして、十分な天然ガス供給インフラが整備されている、必ずしもそういうような状況ではないというふうに見えておるところでございます。

それから一方、韓国につきましては、国営の韓国ガス公社がございまして、一九八〇年代の後半から韓国国内の主要都市を結びます輸送パイプライン網の整備が、国営でございましてで独占的に進められてきてまして、現在、総延長二千五百キロメートル程度に及びます輸送パイプライン網が完成しているというふうな承知をしておるところでございます。

○鮫島委員 二〇〇二年に韓国は二千五百キロの国土幹線ガスパイプライン網が完成した。日本は非常にインフラの形が世界と比べて特異でして、日本の場合は、全量LNGの形で輸入して、港からにじみ出し方式という形で扇形にエリアごとに配賦しているという形ですが、世界の主体はパイプラインになっていて、欧米はロシアから物すごく太いラインがたくさん入っていますし、アメリカにはカナダからもラインが入り、そして今韓国は、まだほかとはつながっていませんが、一応、韓国独自の二千五百キロのラインができました。

このことによつて、韓国はLNGの基地は三カ所あって、ただ、どこにでも一カ所から注入すれば韓国全土にはつと行き渡るといふ、輸送のコストが大変安くなったおかげで、日本と韓国はインドネシアあたりから全く同じ値段で買っています。が、末端の、例えば家庭でのガス代は韓国が四分の一というぐらい、インフラ整備をちゃんとやっ

て輸送コストを下げたことによつて、末端の天然ガス価格が安くなっている。

そういう状況にある中で、日本は、何か省庁の壁があるのかどうかよくわかりませんが、全くエネルギー政策の中で、天然ガスの利用を図る、あるいは天然ガスのインフラを整備するというのが日本の国家建設のシナリオの中ではないかと抜けていた。それで、いよいよ地球温暖化の二〇一〇年という約束年が刻々と近づいてくる中で、私はこの辺をそろそろ視野に入れて本腰を入れるべきだと思いますが、何か一部の新聞記事では、国土交通省の先進的な官僚と経済産業省の先進的な官僚とがこういう問題について勉強会をしているというニュースもあります。経済産業省の方、もしここで言えたら紹介してもらえますか。

○寺坂政府参考人 委員御指摘の勉強会云々につきましては、私といたしましては承知をしておらないところでございます。

○鮫島委員 あなたがその先進的な官僚の中に入っていないことだけはわかりました。

こういう問題について、普通は、多分、日本の産業界が元気がいいときだったら、これはやはり天然ガスシフトを図るべきだとか、幹線パイプラインをつくるべきだという話が経済界の方から今まで出たこと出てきたのかもしれない。

しかし、環境問題に対する経団連の態度というのも私は大変ひどいと思つていて、つい最近、三月三日に出された「温暖化問題について」経団連という資料の中では、特に環境税の導入について非常に警戒をしております。「環境税導入を前提とした議論に踏み込むことに反対」、それからさらに、経団連は率先して自主行動計画を推進して分野ごとに目標を決めてやっていくんだから、義務量を決めてもらつては困るということも言っていますし、それから、環境税は本格的な景気回復に水を差し、産業活動の足かせとなるといふような論調で、一貫して温暖化対策について後ろ向きの態度をとり続けていますね。

これはなぜそうなるかというと、主要業種の環

境税負担額試算という表がついていて、例えば鉄鋼分野でいうと、経常利益が千三百二十三億あります。しかし、環境税の負担が千四百五十七億円になって、経常利益分を炭素税、環境税の方が上回つて一〇％の負担になります。というのが鉄鋼分野。それから、セメントの分野が一〇六の負担になります。この二分野が突出して高い負担率になっています。例えば、経団連の会長のトヨタの奥田会長の自動車分野ではわずか〇・五％の負担というぐらい業種によって幅があるんですが、経団連自身がどうも重厚長大のリーダーの意思に支配されて、経団連全体として大変環境問題に後ろ向きの態度になっている。

一方で、先ほどの西気東輸という中国の国家横断四千キロパイプライン建設、大プロジェクトの中で一番受注しているのが日本の鉄鋼会社というふうな、海外ではせつせとパイプラインをつくつて天然ガスシフトに協力しておきながら、日本の国内においては、経団連を使って余り日本が天然ガスシフトを含めた環境対策に本格的に乗り出すことについて後ろ向きの発言をしているというふうなおかしなヘビーアがあるんですが、経済産業省は、当然こういう経団連の態度は御承知だと思いが、今後、経団連について、地球温暖化対策についてどういふ協力要請をしていくつもりでしょうか。

○市川政府参考人 まず、環境税といいますが温暖化対策税の問題につきましては、先生御指摘のようない意見を経団連として対外的に表明しているということはあるかと思ひます。

ただし、経団連自身の温暖化対策問題に対する取り組みがどうであるかということでございますけれども、先生御存じかと思ひますけれども、一九九七年から自主行動計画をやつてきております。これは、一九九七年のときにおきましては、そのときの需給見通しなどによりまして、CO₂の排出量が一九九〇年比で二〇一〇年には二〇％ぐらい国全体として伸びるのではないだろうか。そのような中で、経団連としましては、二〇一〇

年の排出量を一九九〇年の水準以下に抑制する、それを自主的な行動のもとに行うということを目指し、これまで努力してきているという状況だと思ひます。

政策的な意味から見まして、自主行動計画でカバーする範囲は三十五業種ございまして、CO₂の排出量で見まして、産業部門の二酸化炭素排出量の約八割をカバーしているという状況でございます。それから、地球温暖化対策大綱の中におきまして、省エネルギーにおける中心的な役割を果たすというふうな位置づけられているという状況でございます。

この計画の実施状況でございますけれども、第三者機関などを使いまして経団連は毎年評価をしているわけでございますが、直近の二〇〇二年度の排出量につきましては、一九九〇年度比でマイナスイ・九％の数字は一応出してきているという状況でございます。

一方、我が省といたしまして、経団連の行った自主行動計画につきまして、別途、その数字の信頼性とかあるいは透明性それから実効性を確保するという観点から、産構審それから資源エネルギー調査会の合同の小委員会をつくりまして、毎年それについてチェックしてきてございます。

二〇〇二年度の数字につきましては、三月の十日にこの委員会を開きまして、その目標達成に向けた、一応総じて順調な進捗というふうな評価しております。当然、今後の動向等はあるわけでございますけれども、現時点におきましては、二〇一〇年においては一九九〇年比の水準以下というふうな目標でございますけれども、その目標は達成可能な範囲にあるというふうな評価がなされております。

ただし、いずれにせよ、温暖化問題について経済界がさらになすべきことというのはたくさんあるかと思ひます。

先ほど申し上げましたように、物流の効率化の問題とかあるいは業務用の伸びだというふうなも

のがあります。これらの分野につきまして、さらなる取り組みをしてもらいたいというふうに考えておりますし、一応、日本の産業はエネルギー源単位でいえば世界で最高水準にありますけれども、さらにその努力、それから民生、業務用を念頭に置いて省エネ機器の自動車とかあるいは家電の開発普及というところであろうかと思えます。また、このような努力ができるだけ社会的に認められるということも必要でございますので、対外的なPRも積極的にやるべきだ。

以上のようなことは、先ほどの小委員会でも指摘がございました。我々としては、このようなことを通じまして、その着実な実施、それから社会的な認知ということも推進できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

〇鮫島委員 長々御説明いただきましたけれども、今までの説明と同じだと思いますね。つまり、私が最初に言ったように、森林の吸収源の問題にしても、あるいは原子力の新増設の計画にしても、当初と大幅に見通しが狂っている中で、新たな協力要請をする必要があるんじゃないかということに聞いたんですが、今の説明は、今まで言っている、各分野ごとに一層御努力くださいという話と余り変わっていないので、私は、そういう調子だと多分六分は全然見通しがないんじゃないかと思えます。

環境省側としては、どちらかといえば後ろ向きの経団連に対して、小池大臣からどのような協力要請をされるおつもりでしょうか。

〇小池国務大臣 日本経団連とは、奥田会長を始め多数の幹部の皆様を御出席を待まして、昨年十一月に環境省との懇談会を開催いたしました。そして、その際に、地球温暖化問題として環境税、また大きなテーマであります経済と環境の両立、これは経済界側の御協力もいただかなければならないということで、意見交換の場を持たせていただきました。

経済界は、今までの御質問などの中に既に御指

摘ありましたように、日本経団連の環境自主行動計画でCO₂削減へ取り組み、一定の成果を上げておられるということで、私どもも評価しておりますけれども、まだ業種によってばらつきもございますし、それから、計画を策定していない、そこから外れているような分野も業種もございます。ということで、排出量が増加している運輸部門、それからオフィスビルの業務、その他の部門でも取り組みを強化していただき、参加企業をもっと拡大していただく、それから、個々の企業の取り組みも含めた透明性そして信頼性の確保など、一層の取り組みをしていただきたい、このように考えているわけでございます。

産業界、こうした私どもの考え方、また、これは国会で議決をして、温暖化に立ち向かっていく、そういうことをお決めいただいているわけでございますので、そういったことをベースにして、経団連との意思疎通をしっかりとった上で、今後とも必要な協力をしっかりと求めてまいりたいと思えます。

私、先ほどからお話を伺って思うんですけど、私も、我が国というのは、突然のショックに対しては、みんな国を挙げて危機感を共有して大慌てで、そしてその場その場は非常にうまくしのげるんですが、この地球温暖化問題、それから最近のエネルギーの、原子力の問題にしても何か人ごとのようなところがあって、みんなのショックにつながっていないというのが、いわゆるゆでガエル理論につながるんじゃないかと思えます。

実は、地球温暖化問題はもうまさに待ったなしであります。今後の日本のエネルギーをどのような形でやっていくかということを考えることも、これも実は待ったなしなんでしょうというふうに考えておりますので、そういった観点の中において、これまでエネルギーのベストミックスというの、中東からのものを回避しようとかそういうところだったと思えますけれども、むしろ環境を切り口にベストミックスを考えるべきではないかと私は個人的にも以前からずっとそのよ

うに思っている次第でございます。

〇鮫島委員 確かに小池大臣がおっしゃるよう、ゆでガエル理論というのか、どこかの対談でもおっしゃっていましたが、わからないんですよね。CO₂が少し上がってきたても、人間は感知する能力を持っていませんし、満員電車なんかが大体三倍のCO₂濃度になっていて、千二、三百ppmになっていきますけれども、別にぐあい悪くなつて倒れる人はいないというぐらい温暖化ガスに対しては鈍感なもので、ぜひ小池大臣のような皮膚感覚に富んだ敏感な方が、いち早く温暖化ガスの濃度の上昇を感じてもらいたいと思えます。

ちよつと経済産業省に聞きますが、これは、今の原発の進捗状況が行き詰まっているというようなこともあって、かなりきつい大綱の内容になるかもしれませんが、例えばそういう議論の中で、当然、炭素税の導入とか環境税の導入とかという話が出てきますけれども、経済産業省はそれに対して前向きなんでしょうか。

〇市川政府参考人 温暖化対策税の問題につきましては、今の大綱におきまして、さまざまな観点からの検討を行うべきだということは指摘されております。我が国の経済に対する影響とかあるいは我が国の競争力への影響等、さまざまな観点を踏まえて議論すべきだというふうに言われているわけでございます。

我々も、二〇〇四年の見直しの中でもつて、そのような観点を踏まえて議論していきたいというふうに考えておりますけれども、先ほど申し上げました状況、例えば我が国の近隣である中国においては、現時点におきましては削減義務がかかっていない、あるいはアメリカにおきましては、まだこれは議定書に入っていないというような状況等を考えてみましたときには、やはりこの問題については、税金という議論を先に行うのではなくて、ほかにさまざまな手段があろうかと思えます。そのようなさまざまな手段にどのようなものがあり得るかということについての議論を十分尽くした上で取り扱うべきじゃないかというふうに

考えております。

そのような意味においては、慎重に判断すべきじゃないかというふうに考えているわけでございます。

〇鮫島委員 地球温暖化対策あるいは産業とエネルギーのバランスという問題については、まさに私は、もちろん表は環境省が責任省庁ですが、非常に経済産業省の判断というのは大きいと思えます。環境税とかそういうインセンティブをつけなくてもいけるオプションが想定されていれば、今のような、経団連と同じような御発言もわかるんですが、国際的にも、環境省の人たちが温暖化対策税と言っているうちはまだまだこれは本当にじゃないな、経済産業省で温暖化対策税が議論されるようになったらいいよ日本も踏み込むぞというふうな見方もあるぐらい、経済産業省のヒービーアはこの地球温暖化問題について注目されていますし、経済産業省みずからも、では六分を達成できる手では何かというのを提案する責任があると私は思っています。

特に、エネルギーのベストミックスというのを、さっき大臣が言ったように、環境の側から見たベストミックスが何なんだということを提案すべきだと思つて、私がずっと言っているように、はたから見ても非常にガスエネルギーの利用のところがよくれているし、せっかく燃料電池自動車、家庭用の定置型の燃料電池では世界のトップを行きながら、このインフラの未整備という、はたから見ても明らかにアンバランスをなくす手だてを私は力強く打ち出していただきたいというふうに思っています。今がチャンスかもしれないですね。道路公園の見直しもあって、ああいう高速道路の空間をどう使って幹線パイプラインを敷くかということも十分私は具体的に検討されるべきだと思えます。

三番目の、バイオエネルギー、バイオマスエネルギーの問題に移ります。

これは、メタンでも同じなんですけれども、結局全部、水素をエネルギー源として使うときに、

単体の水素というのは別に世の中に存在していませんから、何かとくっついて水素があります。今メタンが一番水素リッチな、水素をたくさん含んだ燃料ということになっていきますけれども、バイオマスからつくるエタノール類にしてもかなり水素を含んだものという意味で、結局水素の持っているエネルギーを取り出して使っていくというのが新しい水素時代と言われているのです。

これは、ちょっと一部誤解があるのは、水素エネルギーになったら温暖化ガスが全然出ないのかという、そうではなくて、みんな大体炭素類とくっついていきますから、そこから水素を離すときにCO₂は出ますので、別にそういうところは、余りおかしな宣伝に乗せられない方がいいと思いますが、バイオエネルギーもそういう意味では水素エネルギーのものになるものとしてなかなか使い勝手がいいものだと思います。

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、俗に言う新エネ法の中で、バイオマスエネルギーというのはどのぐらいの重要なエネルギーというふうに見込まれているんでしょうか。これは、経済産業省に御答弁いただいた方がいいと思います。

○藤田政府参考人 御指摘のバイオマスエネルギーにつきましては、先生おっしゃるとおり、太陽光発電とか風力発電と一緒に、新エネルギーの重要な柱の一つとしてその推進を図っているところでございます。

平成十四年に、バイオマス等新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法に新エネルギーとして位置づけまして、技術開発、実証試験、あるいは地方自治体や事業者に対する支援措置を講じているところでございます。

○鮫島委員 アメリカが地球温暖化に対して割合後ろ向きだというふうに言われていますが、実は、バイオエネルギー、バイオマスエネルギーの利用については断然世界をリードしていて、テキーラをつくる、糖をアルコールにする微生物がいるんですが、その遺伝子を大腸菌に組み込んで、それで今まで使えなかった葉っぱとか茎とかという類を、テキーラをつくるのときに使った酵素の働きで一気にアルコールに持っていくというのが二年前から始まって、二〇一〇年までにアメリカ全体のエネルギーの九割をバイオエネルギー由来にするというのが着々と今進んでいきます。

既に、トウモロコシの刈り取り機なんかでも、大農場で、二つの出口があつて、一つからはグレインの部分というか食べる部分がはき出されて、もう一つの口からは茎と葉っぱの碎いたものがはき出されて、二台のトレーラーがそれを拾って、もちろんグレインの方はえさ工場や何かにいきますが、葉っぱや茎の碎いたものはすぐそのままアルコールの発酵工場に持っていくというようなシステムも着々できていく中で、私も、日本で百万ヘクタールの農地が使われていないというような中で、もつともつとこのバイオエネルギーの利用を図っていくべきだと思います。

さまざまな形のバイオエネルギーがある。今言った農産廃棄物もあるし、林産の廃棄物もある。そういう中で、都会的に言えば食品廃棄物もバイオマスエネルギーの一つとしてあると思いますが、この食品廃棄物を使ったバイオマス発電なんというのも、経済産業省の中では推進メニューの一つに入っているんでしょうか。

○藤田政府参考人 お答えいたします。

平成十五年の四月に、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法という法律をつくっていただきました。その中で、いわば電気事業者が新エネルギーで起こした電気の一定量の引き取りの義務を付けております。その中にはバイオマスも対象となっておりますので、先生の御指摘の食品廃棄物を含めて、バイオマスについてはその対象としていっているところでございます。

○鮫島委員 今と同じ質問ですが、環境省の方は、食品廃棄物を使ったバイオマス発電は推奨する立場にあるんでしょうか。

○加藤副大臣 バイオマスについては、バイオマスエネルギーということで、IPCCの第二次報告なんかでも、これは二〇一〇年を目指しての話でありますけれども、全体のバイオマス促進ケースについては半分近くまで行くであろうというふうな言われているぐらいですから、このバイオマスエネルギーについては極めて重要なエネルギーと考えなければいけない、手がないエネルギーであるというふうな認識しているところでございます。

また、二年前の二〇一〇年の十二月に、バイオマス・ニッポン総合戦略というふうな、これは閣議決定されておりますけれども、ここでも、バイオマスエネルギーについても十分な認識の中でしっかりと取り組んでいくことが書かれてございます。そういった面については、やはり今後積極的な対応をしていかなければいけないというふうな考えてございます。

環境省といたしましては、循環型社会形成推進基本法の中で、例えば廃棄物の観点からでございますけれども、発生抑制や再使用、それから再生利用を推進することが極めて重要である、その上に立ちまして、なお残るものについては、食品廃棄物等のバイオマス系廃棄物を含めまして、発電による熱回収を行いつつ処理するものである、そういう大事な認識を持って進めている最中でございます。

例えば、先ほど来から問題になっております地球温暖化対策推進の観点から考えてまいりますと、現在環境省は石油特会を持っておりまして、それを活用する形で、平成十五年からは生ごみを利用した燃料電池の導入補助を行っているところでございますし、また、平成十六年度からは、バイオマスから水素を安定的に、かつ効率的に生産して燃料電池につなげていく、さらに処理残渣についても有効利用する技術の開発へとその補助を実施する予定でございます。

このほか、民生部門に対する省エネ対策といったしまして、バイオマスを含む新エネ対策によりまして、二酸化炭素排出量を削減するというところで、地球温暖化を防ぐ町づくり事業、すなわちこれは「平成のまほろば」まちづくり事業というふうな呼んでいるわけでございますけれども、こういう事業を推進する中でバイオマスエネルギーを積極的に利用していこう、こういう考え方に今立っているところでございます。

○鮫島委員 ちよつと答弁が長いんですが、このRPS、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法のご案内」という中に、「食品廃棄物や農業廃棄物などのバイオマスである廃棄物による発電については、「バイオマス発電」として新エネ等電気利用法の対象になります」というふうなパンフレットがあるんです。

もう一回経済産業省にお伺いしますけれども、食品廃棄物を含むバイオマスエネルギー源として利用する場合に、今環境省が言ったように、まず循環型社会形成基本法に基づいてマテリアル利用を考えて、それが難しい場合に初めて発電利用が許されますよという立場ですか、経済産業省も。そういう指導でしょうか。

○藤田政府参考人 なかなか難しい御質問でございますけれども、循環型社会を構築するというのはいわば大きな政策の柱でございますし、それとごみやバイオマスを燃やして発電に使うということを調和的に進めていくということが大事だと考えております。

RPS法では、バイオマスなら何キロワットアワーあるいは風力なら何キロワットアワーというふうな数字の枠があるわけではございませんで、電力会社そこは選択的に購入できるということになっておりますので、そういう制度に基づいてバイオマスの利用が図られていくと考えております。

○鮫島委員 要するに、循環型社会形成基本法を狭く考えるか、もうちよつと広く考えるかだろうと思いますが、私は、バイオマスのエネルギー利用についてはもっと積極的に図るべきだということに思います。

どっちにしろ、それをやらない部分は、では、バージンマテリアルの石油を燃して発電するのか、それとの対比で考えるべきであって、特にLCA的に考えたらナンセンスのような、難しい食品廃棄物を無理にだれも使わない肥料とか飼料にしてみてそこでエネルギー使ったりお金を使うよりも、私は上手に燃してサーマル利用する方が循環型社会形成基本法の理念にかなうと思います。が、どうも環境省はかたいというか、何かそのところが、エネルギー利用を逡巡するという、なぜだかわからないですがそういう立場が一貫している。これは公害省庁から発生しているものだから、いろいろな事故とかダイオキシンが出るとか余計なことばかり考えて、エネルギー利用ということをやちゃんと正面から見据えていないんじゃないかという気がいたします。

私はなぜこんなことを聞いているかというと、今食品事業者が大変困っている食品リサイクル法というのがあって、これがいいよ二年後から二割減量が義務づけられる。このときの再商品化というところのメニューに全然電力とかエネルギー利用が入っていないものだから、えさにしなさい、肥料にしなさい、あるいは油にしなさい、それから例外的にメタンガスにしなさいというような四項目だけ決まっています、それ以外の利用について政令でメニュー化されていないのですから大変皆さん困っている。

大体わけのわからない政治家のバーティーの後の食べかすのようなものをうっかりえさにするわけにはいかないし、由緒のわからないものを肥料にもしないし、油脂や油脂製品はこれは多分LCA的に全く成り立たない、二倍のエネルギーを途中で使うでしょうし、メタンにしても結構ですが、結局メタンは燃すのでしょという話になるので、上手に燃すバイオマス燃料化というようにすることも私はぜひ食品リサイクル法の再商品化の中に入れてほしいというのをずっと要請しているんですが、なかなかそこはかたいんです。いよいよ地球温暖化、六%、国際公約が迫って

きて、あと四年しかありませんよという中では、少し趣旨を変えてもうちょっとこのバイオマスのエネルギー利用という間口を広げてもらいたいんじゃないかと思いますが、最後に、いかがでしょう。

○南川政府参考人 御指摘のとおり、食品リサイクル法それから循環基本法、そういう世界の中では、物から物へという再利用をまず優先する、その上でどうしてもだめな場合には熱回収あるいは発電に使うということでございます。

特に、食品リサイクルの中では、困っておりますのが、幾つかタイプがございます、食品製造業、卸売業、小売業につきましては既に目標は達成しておりますけれども、実際に外食産業が現在の達成率が二%ということで、なかなか二割に届かないということで苦しんでおられることはよく承知をしております。

それから、私もしまして、その他のものにつきましては現在相当部分が燃やされております、これがまた、新しい施設につきましては多くの部分が発電施設も備えているということですので、そういう意味での利用はなされていると思っております。

もちろん、食料法上それをどう扱うかということにつきましては、現在の食料法自身はあくまでマテリアルからマテリアルということでございまして、そのベースでその他の活用については考えるべきだというふうに考えております。

○鮫島委員 今、外食産業の話が出ましたが、一方で、環境省は各企業に対して環境レポートの作成というのをこれから義務づけよう。そういう中では、みんな各業種とも努力している中で、そういうエネルギー利用というところをもうちょっと緩く認めてもらわないと、せっかくうまくいっている方々でもそれは環境レポートに書けないということが具体的な問題としてあるわけです。

私、政治の立場にいてそこまでやるのは余り気が進まないんですが、今のようなマテリアルサイクルにこだわるのだったら、では、こちらも、

物別にLCA的にいかにエネルギーのむだ遣いになつていないかということに逆につち側から証明しなくちゃいけないので面倒くさいんですよ、余りそちらがそれにこだわると。だけれども、そう言うからには次のときには私の方もそういう理論武装をして臨みます。

最後に、小池大臣の方からひとつ、バイオマスエネルギーの利用促進について。

○小池国務大臣 先ほども、環境という切り口でエネルギーのベストミックスを考えるべきではないかということも申し上げました。もともと、原子力発電というのがその意味では、環境の観点からは非常にいい分野ではあった。これからの大きなエネルギーはどうあるべきかという、まさに戦略的な計画を立てていかなければいけないというふうに考えております。

その中で、バイオマスというの也非常に有望な、有望なというか、かつての日本の燃料というのはひょっとしてバイオマスだったのじゃないかな、しゃれた名前になっていただけであって、それから新たなテクノロジーが加えられているということなんでしょうけれども。

ですから、いろいろなエネルギーということ、新エネルギー、代エネルギー、そういったいろいろなエネルギー源をしっかりと育て、かつ活用できるような努力をしてまいりたいと考えております。

○鮫島委員 どうぞ大いにエネルギーを発揮していただきたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○小沢委員長 この際、休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後二時四十二分開議

○小沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。田島一成君。

○田島(一)委員 民主党の田島一成でございます。

三月二日の環境委員会に引き続きまして、旧日本軍の毒ガス弾につきましての質問をさせていたいただきたいと思っております。

前回、防衛庁の防衛研究所図書館で所蔵している化学兵器として化学戦関係の資料公開につきまして、北原官房長の方から、「化学戦研究史」等の四件は既に公開のために防衛庁内の審査を終えて公開されているというお話でございましたね。

そして、残る二件の「歩兵第二十二聯隊冬期山西肅正作戦戦闘詳報」と「化学兵器と国際法」、この二件が、公開審査は終了していないけれども、これはいずれ公開扱いになるということとで理解をしておいてよろしいですね。

もう一件、最後一件だけ残っております「化学兵器に関する回想」についてですけれども、こちらの方は、執筆等を依頼された方に公開許可のお伺いを立てていらっしゃるということでした。この確認はいいと思います。

では、一体いつまでにその残り、公開されていない部分をお示しくださる段取りになっているのか。また、改めて、もう既に公開されている資料を、いずれ、後日でも結構ですので、手元にちょうだいしたいと思っておりますけれども、最後、まだ公開扱いになっていない二件と、それからお伺いを立てていらっしゃる一件、これはどういうスケジュールになっているのか、防衛庁の方からお示しただけですすでしょうか。

○北原政府参考人 田島委員に御答弁申し上げます。

三月二日の時点で私が申し述べました点、確認の意味を込めまして、もう一度御答弁申し上げます。

既に公開をいたしておりますものは、先生の御指摘はトータル七件資料があったかと思っておりますが、四件でございます。これは「化学戦研究史(案)」というものの、それから「化学兵器傷病論」、三つ目が「海軍勤務回想 化学兵器の研究」……(田島(一)委員「中身はわかっているからいいですよ」と呼ぶ)よろしいですか。

それでは、今公開しているものが四件、それから三月二日の時点ではまだ公開審査を終了していないということで非公開扱いとさせていただいたものが二件あると申しましたが、そのうちの「化学兵器と国際法」、これにつきましては、三月二日以降、公開審査を終了いたしました。ただ、この「化学兵器と国際法」につきましては、執筆を依頼して作成したものでございまして、現在、受託者の、執筆者の公開許可の伺いを立てているところでございます。したがって、公開審査を終了しておらず非公開というものは、残りの一件だけになるわけですね。

それから、三月二日の時点で公開審査を終了し、受託者の公開許可を伺っているものというのが、先ほど先生もおっしゃいましたが、「化学兵器に関する回想」という一件ございました。それに今の一件を足しますと二件でございまして、「化学兵器に関する回想」につきましては、まだ御許可をいただいております。

いずれにいたしましても、七件のうちの公開されているもの四件を除く他の三件は、結果としては今まだ公開されておられません。しかし、我々としては、鋭意手続を急ぎたいと思っております。なお、先生、三月二日からの議論の継続で恐縮でございますが、ちなみに、今の非公開の状況にある三件につきましては、日本国内におきます毒ガスの保有ですとか廃棄だとか、そういったこと等の状況についての記述は含まれてはおりません。

それから、せっかくの機会でございますので、今の公開あるいは非公開の取り扱いに加えまして、先般それを、資料の環境省等への提供はどうなっているかという累次の御質問があったかと思いますが、それについてちょっと敷衍させていただきますと、七件のうちの四件、公開されている四件につきましては、環境省に三月八日の日に提供させていただきました。

済みません、もう一件。恐縮ですが、もう一件、一緒にちょっと御答弁させていただきたいと

思っていますが、三月二日の席上、「本土決戦準備 関東の防衛」という御指摘があったかと思えます。その際、私、それをちょっと確認させていただきという御答弁を申し上げましたが、その資料が防衛研究所には確かにございます。そして、この資料も、先ほどの四件とあわせて、三月八日、環境省に提供をさせていただきました。

以上であります。

○田島(一)委員 ありがとうございます。手間は省けました。本当にありがとうございます。環境省にお伺いしようと思っていたのが実はその件だったんですけれども、では、もう既に来ているということですね。

それでは、その「本土決戦準備 関東の防衛」の前身に独立混成第百十五旅団長相葉健少将の戦後手記というのが引用されて、その当時の部隊の配置図等が随分明らかにされているかと思えます。これも図書館に所在しているかどうか、公開のための審査に付するおつもりなのかどうか、戦史資料として開示の手続を進めていただいているかどうか、その辺、ちょっと御回答いただけないでしょうか。

資料というのは、必ずしも出した資料だけが頼りになるわけではないと思えます。先ほど申し上げたとおり、その元資料になっているのは何か、そういう原本、原本をどんな追求していくことで当然調べ上げていかなければならない真理解明だと思いますが、今申し上げた独立混成第百十五旅団長相葉健少将の戦後手記、これはあるのかどうか、お答えください。

○北原政府参考人 御答弁を申し上げます。「本土決戦準備」の中で、その参考とした資料ということで引用されておりますのが、先生御指摘のように独立混成第百十五旅団長相葉健少将の戦後手記という名前が載っておりますが、これは防衛研究所所蔵の戦史資料ではございません。これは、第三者から借り受けて参考にさせていただき、また返却したということでございますので、繰り返しますが、防衛研究所にはござい

せん。

○滝澤政府参考人 防衛庁からいろいろ、委員から御指摘のありました資料の提供をいただきました。

そこで、資料の内容を私どもなりに詳細、確認をしたところでございますが、旧軍の作戦計画等の戦史に関する記載がほとんどでございまして、残念ながら、毒ガス弾等の廃棄場所に関する情報は見当たりませんでした。引き続き、情報センタ―等を通じて、鋭意、追加情報は確保をしてまいりたいと思っております。

若干かみ砕いて申し上げますと、「本土決戦準備」という関係の資料で申し上げますと、現在の神栖町の配置図と、それから当時の展開していた部隊の大まかな配置図がございまして、これを重ね合わせてみますと必ずしも符合しないということもわかりましたし、念のため、我々、この全国調査をまとめる際に、専門家の助言グループという、この分野に造詣の深い専門家に集まっていたのでございますが、その助言グループの中でもこの分野に詳しい方に一緒に見ていただきました。その専門家の見解によりまして、この図だけからは汚染源を絞り込むことは困難ではないかという御意見をいただいております。

以上でございます。

○田島(一)委員 わかりました。

ただ、資料というのは表に出てこない、本当にそれが毒ガス弾に関する記述があるかないかというのはいまだにわからないわけですね。防衛庁の方で記述はないとおっしゃっていただいても、それをやはり表に出していただいて、調べていただく。先ほど部長がおっしゃいましたように、実際に当てはめてみて、専門家に見てもらったらやはりこれは使えなかったということがわかったわけですね。だけれども、出てこなければ何にもわからないというのが資料の難しいところですね。防衛庁が本当に協力してくださっているのかどうかというの、その点、非常にわからない部分なんです。

まだまだこれから、多分いっぱい資料があるんだらうと思うんですけども、それ以降、防衛庁を初めとして数多くのほかの省庁からも、いろいろな資料の提供等を環境省の方は受けていただいているんだらうというふうに思うんです。本日、ちょっと時間がございませんで、一々それを挙げていただくのは不適切ですが、後日、三月二日以降、新しい資料、どんなものが手に入ったのか、内容等について、記載をまたお示ししたいと思っておりますので、御指示をよろしくお願いしたいと思います。

次に、官房長に引き続きお願いしたいんですが、フォローアップ調査報告書の最も重要な資料ということで、化学者担当ノートというものがございまして、こちらの方の作成資料についても前回お伺いしたんですけれども、その前に、御答弁の中でおっしゃってくださったのが一つありまして、今後毒ガス弾が発見されたら、掘削、運搬、そして保管、処理などに、積極的に防衛庁も協力していくという御答弁でしたけれども、これは、ガス弾の最終処理段階で自衛隊が関係していくというふうに理解をしておいてよろしいんですね。

○北原政府参考人 御答弁申し上げます。防衛庁といたしましては、この毒ガス弾等の問題につきましては、政府の一員として、政府一体となって連携を図ってやっていきたいと思っております。

そうした中で、私申しましたように、仮に毒ガス弾等が発見された場合におきましては、こうしたものにつきましては知見がありますのは防衛庁・自衛隊、こういう知見を持っておりまして、そうしたものを生かしまして、環境省が警察庁あるいは消防庁と連携して行います。今先生御指摘の、掘削ですとか運搬、保管あるいは処理などに積極的に協力してまいりたい、自衛隊としてできる限りの協力をしてまいりたい、そのように考えております。

○田島(一)委員 そうした場合、自衛隊を出すとすれば、当然、指示、命令は文書で手続をされる

んだと思うんですね。そういう場合、自衛隊を毒ガス弾の処理段階で派遣をしていく、そういうときに、文書の決裁の流れ、つまり、作成された文書、それはどういうふうな今後保管をしていくというふうな決まっているのか。その辺、ちよつと教えていただけませんか。

○北原政府参考人 御質問の趣旨を若干、正確にとらえているかどうかはわかりませんが、私も、自衛隊が行動しますときには、しかるべき手続を、法にのっとりまして、防衛庁長官等から各種行動を命ずることになっております。

いずれにいたしましても、その部内的な決裁手続等は、文書管理規則その他に従いまして、きちつと整理整頓をしていくことは当然のことでございます。

○田島(一)委員 今、文書管理規則とおっしゃいましたけれども、そういう指示、命令等についての文書の保管期間はどのようになっていきますか。

○北原政府参考人 今、ちよつと手持ちに規則等持ち合せておりませんが、これは、命令あるいは書類、種類によりまして期間等がそれぞれ異なっているところでございます。

○田島(一)委員 恐らく、大事な書類、資料等でありましたら、一定の期間の保管というものは規定されているというふうに思います。

ところが、この間、この化学者担当ノートの資料については、歴代の担当者が整理した文書で、平成十四年の六月に整理した段階では、原本は既に廃棄されたもの、まことに残念で、事実関係の確認は極めて困難な状況というふうにおっしゃっています。

一定の文書管理規程というものがあつながら、こういういわゆる過去の大戦の史実を明らかにしていくという上では非常に重要な資料等については簡単に廃棄をされてきた。何か随分矛盾があるように感じるんですけども、例えば神栖においても、それから寒川においても、情報公開、非公開というのが国民の命、健康を優先して行われていくというのであるならば、事故も未然に防ぐ

ことができたのではないかとこのように思われるわけであります。

それだけに、重要な資料がまだあるのであらうというふうな我々素人でも想像してしまうんですが、それが簡単に廃棄されてしまうということと考えると、防衛庁自身がどのような文書管理規程を持っていらっしゃるのか。また、そのことによって、環境省が出してくれたいという謙虚にされても出してもらえないという事実を、この間の御答弁の中にもありましたし、きょうも松本委員から御指摘をいただきました。

その辺について、防衛庁さんは一体どのようにお考えなのか。廃棄に至る判断基準等について、もう一度明らかに示していただけられないでしょうか。

○北原政府参考人 御答弁申し上げます。

私も防衛庁といたしまして、所有している資料等につきまして、今先生御指摘のような問題等に重要性を認識しておりますので、提供できるものにつきましては、これはすべて提供していきたい、そのように考えているところであります。

今先生御指摘の化学者担当ノートでございますが、これは確かに、三月二日に御答弁申し上げたとおりでございますが、整理したものは平成十四年六月でございます。しかし、中身的にはたくさん集めておいて、一番古いものでは昭和二十六年当時のものが入っていたとかというところでございまして、決して私ども、文書管理規則等をないがしろにしているとか、いいかげんな取り扱いをしているとか、そういったものではございません。

防衛庁・自衛隊におきましては、きちつと定められた期間、文書を確保すべきものはきちんと保管し、その期間等を過ぎたものについては廃棄していく等でございます。

いずれにいたしましても、私も、繰り返しになりますが、防衛庁・自衛隊として、この毒ガス弾の問題等は、負の遺産ということで、政府全体として、またその一員として、本当に真剣

に取り組んでいかなければならないと考えております。

したがしまして、あることを隠すとか、そういうことは全くなしでございます。あるものについては提供していく、そのように考えておりますので、ぜひともこの点、御理解を賜りたいと思います。

○田島(一)委員 確かに、古いのは二十六年のものがありますよね。でも、新しいのは、平成に入ってから文書だつてこれは入っているんですよ。それでもやはり廃棄したとおっしゃるんですか。余りに無責任と違いますか、それは。それだつたら、この前の答弁を撤回するか何かやはりするべきだと思いますよ。その辺のことをしっかりと御表明されないから、防衛庁は隠しているんじゃないかという疑いの目を持たれてしまうんです。

この辺、今御答弁はいただきましたけれども、どうぞ、本当に、今おっしゃったように、防衛庁が何でも出すんだという姿勢をやはり示してください。それならば、環境省にとつても仕事ができない。それから、この後で連絡会議のお話をちよつと申し上げようと思つていらっしゃるけれども、連絡会議自体が本当に機能するかどうか、情報開示が大前提になっていることを十分御認識いただきたい、これが私どもの一番の願いであります。情報があつて、初めて行動がとれる、ましてや、どこに埋まっているかがわかるわけでありまして、そのあたりを十分に本当に御理解いただいて対策をしていただくようにぜひお願いしたいと思つています。

さて、関係省庁の連絡会議について環境省の方にもぜひお伺いしたいと思つております。

平成十五年十二月の閣議決定で、国内における毒ガス弾等に関する関係省庁の連絡会議がその翌日、十七日には発足して、初会合が開かれております。何のために連絡会議が持たれるようになったのか、どんなことをされているのか、この辺について、一回目の会議の、幹事会の内容の議事録等を見させてもらったんですけども、国交省の

所管の敷地の中では国交省が調査をし、その周辺については環境省がやるというように、この間も大臣が、それぞれの担当を分割して政府一丸となつて取り組んでいくとせつかくおっしゃっているにもかかわらず、残念ながら、ちゃんと持ち分を分けていくのか、一体感というものがなかなか見られない、そんな実情が報告をされております。

さて、その辺を考えると、この連絡会議というのが今後どのように機能していくのかが非常に重要だというふうな思ふんですけども、大臣の方で考えがございましたらお聞かせいただきたいのと、その後で、内閣官房の方にも、ぜひ、この連絡会議で具体的な進捗というものがあつたのかどうか、そして、これからの役割分担、また、会議の内容であるとか開催のスケジュールについて、概略をお示しただけですでしようか。

○滝澤政府参考人 今御指摘のように、閣議決定に基づきまして、翌十七日に第一回の局長級の連絡会議が開かれております。これは内閣官房招集で開かれていくわけでございまして、この間の全国調査をまとめた結果、さまざまな事実が、百三十八事案特定されました。さまざまな形で、今おっしゃるように、若干、縦割りの要素はもちろん否定しませんが、それぞれの役割分担を持つて対応していく、あるいはしてきた経緯がございました。

そうしたことを踏まえても、なおかつ、政府一丸となつて、そのすき間を埋める、あるいは連携を強化する、自治体との連携も深める、処理をどうする、各段階段階に応じて各省庁がどういう役割分担をするかということを開議決定で逐一決めていただいたわけですから、それを踏まえて局長級の会議と、それぞれ認識を持っていたいて一丸となつて対応していく、そういう趣旨の会議であるというふうな環境省は認識しております。

○森本政府参考人 お答え申し上げます。この連絡会議でございますが、第一回目の会合

を十二月の十七日に開きました後、具体的な検討を進めるために、一月の二十八日、それから、御質問をいただいた後、三月の十六日でございますが、合計いたしますと、大体おおむね月一回のペースで開いております。

具体的な検討に入っております、三月の十六日につきましては、毒ガス弾等があるいは毒ガス弾等のおそれのある物体が発見された場合の緊急対応について議論いたしまして、議論を進めていきました。

それから、これからは、今までも進めてきたわけですが、各省ばらばらの取り組みにならないように、神栖、平塚、寒川、習志野といったところで環境調査を進めておりますけれども、その環境調査の進め方についてのフォローアップをする。それから、具体的に、環境調査の方法、それから土地改変の際の指針、こういったものを、共通のものを持つということと議論を進めていこうというふうに考えております。

おおむね今までと同じようなペースで、この連絡会議、具体的には幹事会で実務的にはやりまうので幹事会を開いてまいりますが、もちろん、その間にも、内閣官房は環境省それから国土交通省と日々連絡をとっております。そこで議論をしなからやっております。引き続きやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田島(一)委員 では、ちょっと資料を配っていただきます。

○小沢委員長 では、資料を配ってください。

○田島(二)委員 フォローアップ調査報告書に挙げられては、毒ガスと思われるものからの被災をリストアップさせていただきまして、これを見ると、六十四件の案件が出てきております。

実際に、これをも一つ一つお伺いしたいところでありまして、時間もございませんので、後日で結構です。どのような省庁がそれぞれの案件について対応したのか。二つ目に、旧軍の化学兵器と思われるものをどのような方法で処理したのか。三つ目に、被害者への補償など対応がどう行われた

のか。四つ目に、被害者の現状はどうなのかを、ぜひ、一覧にでもしていただきまして、内閣官房から御報告をいただきたいというふうに思いますので、ぜひ委員長のお許しをいただきまして、御教示賜りますよう、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、次に、平成十五年六月五日付の読売新聞の記事によりますと、旧日本軍が遺棄した毒ガス兵器によって民間人が死傷する事例というのはその当時からたびたび起こっており、随分古いんですけれども、戦後から一九七二年までに四人が死亡し、百二十九人が負傷をしていらつしやいます。

千葉県の銚子沖で、底びき網漁船の網にかかったイペリットの毒ガス被害で漁船の乗組員十人が重傷を負っておりますけれども、その十人に払われた医療費は千葉県から支払われております。政府からはありません。一昨年九月の寒川町での事件については、被災された方には労災による補償で医療費と保健手当等が支給されております。一方の神栖の事件では、環境省が、今後の医療費と、よくわからないんですけれども、医学研究への協力金という形でとりあえず救済を図ってこられております。

このような感じで、政府一九となつて分担し合いたい方を変えれば聞こえるのかもしれないんですが、分散し合つて、リスク分散をしていらつしやるような、そんなニュアンスにも受けとれる、ケースごとに違う省庁がそれぞれ対応して、救済もばらばら、一貫した対応がなされていないという状況が表に出てきていると思うんですけれども、この先、果たしてこのままでいいのか、連絡会議がこれから月一回ペースで開かれるということですから、本当に機能的にできるのかな、そんな不安を随分持たせていただいております。

やはりここは、こうした戦後の後始末について、被害が出てきた場合に対しては、一本化した法律をつくつて、それに基づいてしっかりと対応

する、そういう姿勢が求められるのではないかと、いうふうに思いますが、そのことについて、内閣官房、どのようにお考えか、お聞かせください。

○森本政府参考人 お答え申し上げます。今回の閣議決定につきましては、被害の未然防止ということから、主として対策を、各省庁連携して、かつ分担してやっていくということで閣議決定したものでございます。

先ほど御指摘の、いわゆる被災者が発生した場合の対応につきましては、これまでも個々の事案に応じまして、先生御指摘のように、労災保険法、あるいは神栖のように、まだ毒ガス弾かどうかわかりませんが、閣議了解に基づく措置というのを講じてきたわけでございます。

将来、万一、毒ガス弾等による被害が発生した場合には、やはり個々の事案の状況に応じて検討する必要があると考えております。被害の状況、被害の内容を調査、把握した上で、事案に即して対応していきたいというふうに考えております。

それから、御指摘のありました法案ということでございますが、今は、その対策につきまして、閣議決定に基づいて、フォローアップ調査の結果を踏まえて、政府一体となつて取り組んでおるわけでございます。その具体的な対応を見まして、法案の対応についてはさらに考えていく必要があるだろうというふうに考えております。いわゆる補償という話かと思えますけれども、その点についても将来の検討課題として考えていきたいというふうに考えております。

○田島(一)委員 もう時間がございませんが、最後の毒ガス情報センターのことについて環境省の方にお伺いしたいと思っております。

情報公開の具体的な方策と、それから設置後の情報提供の状況、この辺についてちょっとお示しをいただきたいのと、昨年十一月のフォローアップ調査をさらにフォローアップして公開する必要性、またその予定の有無についてどうなっているのか、この辺をちょっとお示しただけです

しょうか。

○小池国務大臣 毒ガス情報センターは、昨年の十二月十六日に閣議決定された翌日に設置をいたしまして、そこをベースに引き続き情報収集に努めているところであります。

現時点ですが、毒ガス情報センターに個別情報として直接寄せられた情報は八件になっております。ちなみに、三月二日にこの環境委員会で同じくこの問題について御質問いただいたときにお答えしたのは五件だったということで、この一カ月足らずの間ですけれども、三件新たに情報が寄せられているということとなります。

それから、直接情報センターに寄せられている情報以外の個別事案に係る情報についても、環境省の職員が向きまして、これまでに二十七事案についての現地調査を行っております。同じく三月二日の時点で、お答えしたかどうかとちよつと忘れましたが、そのときの事案の件数については十九とお答えしておりますので、この間にも八事案の現地調査をさらに行っているところでございます。

それから、情報公開ですけれども、資料の閲覧を御希望する方に対しては、環境省の情報公開室が二十五階にございまして、もちろん、そちらの方で、プライバシーに配慮しつつ、フォローアップ調査に関する原資料を閲覧できるようにしております。

先ほどからお話を伺っておりますけれども、関係省庁、そしてまた自治体、さまざまございまして、それぞれが協力をしつつ、今回取りまとめた各種の事案についても追加的な情報収集に努めて、さらには専門家の御意見も伺う、それから寄せられた情報についてもそれも吟味をするといった形で、しかるべき時期に中間的な評価をした上で公表したい、このように考えております。

○田島(二)委員 ありがとうございます。

やはりこうして横断的なやり方をしていると、本当にどこが中心になつていくのかが非常にわかりにくくなつてまいります。事案が非常に深刻な問題であるだけに、被害をこれ以上広げない、未

然に防止していくという観点からすれば、連絡会議等の開催も一カ月に一回のペースというのが果たして本当に適切かどうかということも非常に問題があるかと思えます。神栖の事案ももちろんですけれども、それ以外にでもまだまだ埋まっている事案がいっぱいあります。どうぞ、ペースを上げていただいて、国民の不安、そして危険回避、そういった問題に本当に前向きに取り組んでいただくように、各省庁が真剣になってやっていただくことを切にお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○小沢委員長 次に、高木美智代さん。

○高木(美)委員 公明党の高木美智代でございます。

先日、環境大臣に申し入れをさせていただきました。メソポタミア湿原の復元支援につきまして質問をさせていただきます。

このメソポタミア湿原は、チグリス川とユーフラテス川の合流地域に広がる湿原で、日本では四国の面積と言われておりますが、二万平方キロメートルにわたっておりまして、メソポタミア文明の発祥の地であり、人類の貴重な遺産と言われてまいりました。

しかし、今はそのうち約九三%を消失したと言われております。その要因は、上流のシリア、トルコ、イランという国々がダム建設をしたこと、もう一つが、旧フセイン政権が九〇年代、シリア派などの反政府勢力を一掃するために戦車などを乗り入れられるようにダムと排水路を建設し、流水をせきとめてしまわれました。その結果、大半の湿原が消失し、三十万人と言われる人々が強制移住を強いられとも言われております。

かつて生命の宝庫、またエデンの園、ガーデン・オブ・エデンと呼ばれたこの湿原地帯は、今や砂漠化し、塩分が浮き出ております。四百種類と言われる鳥類やまた魚が絶滅の危機に瀕し、早急に具体的な保護、回復措置をとらなければ、三

年から五年ぐらいで湿原は消滅するとも言われております。

国連のUNEPは、二〇〇一年、警告的レポー

トを発表いたしました。また、二〇〇三年に京都で行われました世界水会議でもその緊急性を提議されております。まさに人類最悪の人為的環境破壊である、このように指摘をするアメリカの専門家も多くおります。

この湿原の復元につきましては、イラクに対する我が国の自衛隊の人道支援とともに、環境の面からも、また雇用の創出という面からも注目されるところでございます。

公明党は、この復元支援をいち早く取り上げまして、二月には、浜四津代表代行、遠山参議院議員らが現地を視察し、政府に要請をいたしました。そして、三月十八日、全国五百五十一万人という多くの青年たちの署名とともに、政府並びに環境大臣に申し入れをしたところでございます。

私もその申し入れに参加をさせていただきました。私

のとき、小池大臣より、アラブ諸国の環境大臣の方たちをみずから招待され、環境セミナーを先週開催されたと伺っております。そこにはイ

ラクのカリム暫定環境大臣も参加されたようですが、メソポタミア湿原の復元につきまして何か要望や具体的なお話があったのかどうか、まず大臣にお伺いしたいと思います。

○小池国務大臣 イラクのカリム環境大臣、日本・アラブ環境大臣セミナーのために先週来日を

されました。直接お目にかかり、またバイの会談もさせていただきましたけれども、非常に実務家

でいらつしやいまして、環境の対策については非常に精通された方だという印象を持ったところで

あります。そして、イラクにおける環境の状況の説明、そして日本を含みます国際社会に対する要望などを伺ったところでございます。

御要望は非常にたくさん分野にわたりました。イラクの環境省、これまでは環境省ではなかったんですけれども、CPAなどの後押しもあ

に立ち上げられたばかりであります。職員の人材の育成が大きな課題だということをおっしゃいました。ちなみに、今、イラクの環境省の職員は約六百五十名で、その半数は女性だということでございます。

また、イラク国内の環境モニタリング体制の整備が必要である。この辺のところからして、私は非常に実務的な判断をなさる方だなというふうに感じただけでございますけれども、中央の分析施設のみならず、北部、中部、南部それぞれにも分析の施設を整備したい。

具体的活動内容としては、ごみの問題、水処理の問題、そして、アフワールと呼ばれるけれども、メソポタミア湿原の保全などを項目として挙げられたところでございます。

この湿原の保全に對してどういうことを今やっておられるのか、お考えはと私の方からたてましたところ、イラク国内では、主に水資源省を中心として、環境省、農業省、文化省、地方自治体等がそれぞれ連携をして協力する、そして水資源省が水量の問題を担当して、環境省は水質の担当をするんだということをおっしゃっておられました。

そして、我が国に對しては、この湿原におきまして水質の改善、そして生物多様性の保全についての協力をよろしくという旨のお話を直接伺ったところでございます。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

この復興支援につきまして、既に今お話ございましたように、日本にもぜひ協力してほしいと表明されておまして、これについては、小泉総理も、また小池大臣も、かねがね、地元イラクの人々が望むのであれば、これが前提条件であるというお話が当初からございました。

今、もう既に最近では、三月二十日と聞いておりますけれども、イラクの国内で、マイサン・マーシユ・アラブ評議会、地元住民の声を吸い上げるためにこの評議会ができたそうで、恐らくこれが今お話があった、それぞれの要望を吸い上げ

る、モニタリングという、ここに当たるのかと思いましたが、そこに初めて数百人の湿原住民が参加をして、湿原についての要望を聞くことができた、こういう話も伺っております。

そういう意味では、あくまでも今の統治機構の段階でございますけれども、イラク政府が望むのであればという条件、これはクリアしているというふうに認識をしておりますけれども、よろしいでしょうか。

○小池国務大臣 イラクのこれからの政権の樹立であるとか、まあ政府というのを何をもってするのかという、まだまだいろいろと段階もあらうと思っております。ただ、現地の方でそのような会議を開かれたということは承知をいたしております。

○高木(美)委員 段階的にこれから、統治機構、それから暫定政府、また新政府等へ移行していくかと思っておりますけれども、やはりこうした湿原の復元につきまして、手早く検討を重ねていくという準備も大事であるかと思っております。

そこで、まず外務省にお伺いをいたします。このメソポタミア湿原の復元支援に関連しまして、諸外国ではどのような取り組みをされているのか、また、外務省御自身はこれからどのような取り組みをされようとしているのか、御答弁をいただきたいと思います。

○堂道政府参考人 お答え申し上げます。

我が国は、このメソポタミア湿原の回復に關しまして、どのような支援ができるか検討する過程で、関心を有する各国政府、国際機関、NGOとの間で、情報収集、意見交換を行ってまいりました。先日、イラクのカリム環境大臣が来日されたときには、川口大臣もお会いになって、意見交換を行っている次第であります。

お尋ねの各国の取り組みでございますけれども、私どもいろいろな国と接触をしております。特に積極的であるという国について申し上げますと、例えば米国でございますが、米国政府は現在までに、現地の土壌や水の採取、分析を初め、周

辺住民へのインタビュを実施しながら、現地事情を把握する調査活動を行っておりまして、今後、これらの調査活動をもとに、同地域住民が自立可能になるための農業と漁業の振興を中心とした支援を行っていくというふうに承知しております。

また、イタリア政府でございすけれども、この湿原の再構築にかかわる環境モニタリング、給水事業などを実施予定と承知しております。このほか、英国とかドイツなども関心を示している次第であります。

我が国といたしましては、これらの国々を初めとする国際社会と協調をし、またイラク側と十分なすり合わせを行いながら、協力を検討していきたいということでございます。

外務省としては、まず、環境分野の能力強化や、メソポタミア湿原を念頭に置いた水管理技術などに關しまして、UNEPが行うプロジェクトをイラク復興信託基金を通じて支援することを検討中でございます。

○高木美委員 ありがとうございます。

当初、イラク国内はまだ治安が安定しておりませんので、調査も当然十分ではありませんし、また、日本からそこに派遣できるわけでもございせんし、また、今大臣からお話ございましたように、正式な政府ができていないわけですので、どこを窓口にしてという課題も多くあるかと思ひます。しかし、専門家があと三年から五年で消滅するかもしれないと言ふこの湿原につきましましては、このままではどんどん消滅に向かっていくことになりまして、待ったなしの状態ではないかと思ひます。現在は統治評議会によって統治をされておりますけれども、六月には選挙が行われ、そうしましたら、イラク人に統治権限が移譲され、イラク人による政治が行われ、話し合いも可能になってくるかと思ひます。

今お話ございました、アメリカの積極的な取り組み、また各国の取り組み、そうした各国のデータや取り組みを総合しまして、やはり新政府成立

と同時に並行で国際社会による復元への道筋を立てていけないか、このことを模索したいと思っております。このことにつきまして、外務省に御答弁をお願いいたします。

○堂道政府参考人 お答え申し上げます。

この湿原の問題でございすけれども、委員御案内のとおり、国際的な関心も呼んでおりますし、また二万平方キロメートル以上の領域であるということ、また支援のニーズも、環境とか水資源、農業、漁業振興、あるいは圧迫された住民の帰還など、いろいろ多岐にわたっております。この事業を有効に推進するためには、国際社会でパートナーシップを組むということがまず基本であろうというふうに考えております。

そういう観点からは、先ほど環境大臣からも御答弁がございましたとおり、イラクの水資源省の中にイラク湿原回復センターなるものが設置されておりました。水資源省と環境省が中心となつて取り組みを始めたところというふうに承知しております。そういう意味では、このイラクの政府、これから統治権限の移譲などがございすけれども、それを骨格として国際的なパートナーシップを組んでいくということが重要と認識しております。

我が国政府の取り組みについては、先ほど、国連環境計画を通じたプロジェクトについて御答弁申し上げましたけれども、治安の問題などの懸念がございすために当面はそういうことでございす。この状況が改善されるということであれば、関係国、国際機関なども連携し、我が国の持つ知見をより活用した二国間支援の実施も検討していくという形でできるのではないかとこのように考えている次第であります。

○高木美委員 ありがとうございます。

この湿原を復元するためには、恐らく莫大な予算と、また専門的技術が必要になるかと思ひます。そういう意味では、国際社会の協力があつた方がやはりスムーズに実現することもできるのではないかと思ひます。先ほど、また今、局長から

お話ございましたとおり、各国がそれぞれ動き出しております。国際的なパートナーシップというお話もございましたが、やはりこのときに日本政府としましてぜひリーダーシップを発揮していただきたいと思ひます。

そこで、環境大臣にお伺ひしたいのですが、大臣は、国際社会を巻き込んでのこうした復元への道筋をどのようにお考えでしょうか。例えば、取り組みを計画していらつしやる国々に集まつていただいて国際会議を開催し、協議を重ねていくこともできると思ひます。このような日本の主導によりまして国際会議が開催できますように、外務省また官邸とも連携を図りながら努力をしていただきたいと思ひますが、大臣のお考えをお伺ひいたします。

○小池国務大臣 この湿原の保全に關しましては、既に国際的な枠組みによる会議がこれまででも開催をされております。今月、ローマでイラクの環境に關する多国間会議が開催されまして、日本からも外務省、環境省、それぞれ出席をしていらっしゃるでございす。

ローマの会議で、引き続き対イラク環境支援に關しての情報を共有するということが、それから、次の会議をイラクの近隣国で開催するというようなことが確認、そして検討されたというふうなことです。このような国際的な枠組みの中で日本としてどのような協力ができるのか、外務省とも連携をしながら考えてまいりたいと考えております。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

先ほど外務省の局長より、二国間支援もできるというお話もいただきました。また今、大臣から、こうしたイラクの近隣国で会議が開催される等のお話も伺ひました。日本は世界各國からさまざまな自然資源の恩恵を受けながら今の豊かな生活を保っております。やはり、世界に對してこの恩恵にお返しができるいい機会ではないかと思ひております。人類の遺産を守るといふ大変環境的な要素、また文化的な要素、こうした日本のイメージというものが、こうしたことをリーダーシッ

プをとつていただきたがらぜひ高めていただきたと思ひます。

まして、今、小池大臣はアラブの専門家で、中近東地域の専門家であらつしや、また川口外務大臣はかつて環境大臣をしていらつしやいました。こうした大変意識の高い大臣がいらつしやるのときに、私はぜひ積極的に進めていただきたと思ひます。

ただ、こうした支援事業といひますのは、自然は破壊するのは一瞬ですけれども、もとに戻すには長い時間が必要と思ひます。今、環境省としても、有識者による検討会を設置し、検討されていると伺つておりますが、この検討会の経過状況なども踏まえまして、大臣の今後の決意をお伺ひできればと思ひます。

○小池国務大臣 冒頭に御紹介いただきました、今回の日本でアラブの環境大臣を集めてのセミナー、本当に多くのアラブ諸國の皆さんが参加されました。

これまでアラブというところ、油外交なんということをやられてきたり、また有事の際の日本の対応ということがいつも問われたりということ、有事関連が石油関連かということに偏りがちというふうにとらえられることの多い日本とアラブの關係でありますけれども、環境という先ほどおっしゃつた人類にとつての普遍的なテーマで、イラクのみならず、アラブ各國と環境というつながり、環境面でのつながりができればというふうに考えてのことでございます。

特に、今イラクは、戦争によるさまざまな破壊活動によつての環境破壊、切実なものがあるというところを環境大臣と直接お話をして痛感したところでございます。メソポタミア湿原の再生についても、日本として何ができるのか、そして何をせねばならないのかも踏まえて、これから検討してまいりたいと考えております。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

ぜひ、積極的なリーダーシップを発揮していただき、国際社会においてやはり日本のイメージと

新しい内閣ができたばかりでございます。それから、プーチン大統領が再選後どのような形でどのような決断をしていくのか、これもよく注視をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、直接の働きかけが重要かと考え、あらゆる機会を通じてアメリカ、そしてロシアへの働きかけは続けてまいりたいと考えております。

○山本(喜)委員 次に、国内の対策についてでありますけれども、温暖化対策推進大綱、これをステップ・バイ・ステップでやっていくということで、ことが見直しの年になりますけれども、この見直し、どのように評価して、次に向かった課題、第二ステップへの課題というものをどういうふうに見ておられるのか、お伺いします。

○小島政府参考人 現在、評価、見直しにつきまして中央環境審議会の地球環境部会において審議中でございますので、その審議の状況を簡単に御説明したいと思いますが、まず第一に、審議に当たって、透明性が高くあるいは定量的、客観的に評価を進めるということが大切でございます。したがって、審議はすべて公開をして議論をしていくところでございます。また、各論的に産業分野、運輸、業務、家庭、エネルギー供給部門と一つずつ現在は評価をしているところでございます。また目の評価を行うということでございます。その目標との乖離というものを定量的に現在洗い出しているところでございます。

今後は、ヒアリングを行い必要な対策の検討をしていく、こういう段階になっておりまして、第二ステップにおきましては、このような評価、見直しの結果を踏まえまして、必要が生じた場合に実効性の高い追加的な対策、施策を導入する、京都議定書の六割削減約束の確実な達成を図るということ、審議を進めているところでございます。

○山本(喜)委員 今、見直しの審議中だということ、六割に向けて確実に実行していくということですが、先ほどの鮫島先生の中には、森林の

分野においては現状のままでは二・九割にしかならないというような御答弁だったわけですね。それぞれ、産業部門あるいは民生部門、運輸部門、そういうふうに見直ししていると思うんですが、具体的な数字はどうなっているんですか。

○小島政府参考人 六割の削減対策には三つの柱がございまして、一つは温室効果ガスの削減でございます。二つ目が森林吸収源の確保、これが三・九割ということでございます。そして、三本目の柱が京都メカニズムということでございます。今審議の途中でございまして、それぞれ、その定量的な目標達成の見込みというものを申し上げておきますけれども、何分作業の経過中ということで、数字で出るものとまだ数字で集計中のもので、評価中のものというものがございまして、確たる数字を最終的な集計をしている状況でございせん。今後、さらに数字を詰めていきたいと思っております。

○山本(喜)委員 時間がだんだんなくなってしまったので、次に環境税について、今検討中と言われておりますけれども、具体的な中身が言えるのであればここでお願いしたいと思っております。

○小池国務大臣 環境税そのものを今この時点で検討しているかという点、そうではなくて、ことしから温暖化対策全体の評価、見直しをする年でありまして、その意味で、中央環境審議会の専門委員会が国民的な議論のたたき台として具体的な制度の案を報告いただいたということでございます。この案をたたき台として、これは税の問題ですから、国民の皆様方、各界各層と幅広く議論を重ねているところであります。

十二月から中央環境審議会、経済界、NGOなどの方々にも御参画いただいた、温暖化対策税制、そしてそれに関する施策とを総合的な議論をしているところでございますので、これといった形で今決め打ちをするという段階にはもちろんなく、さまざまなかたちでございまして、御議論をいただく、そういう段階に来ているということでございます。

います。

○山本(喜)委員 今のお話ですと、環境税そのものもまだ決めたわけではないというふうな話でしたけれども、この中央環境審議会の中間報告によりますと、第二ステップ以降の早期にCO₂排出削減を目的とした温暖化対策税を導入すべきであるというふうなことが、温室効果ガスの排出抑制に資する植林とか里山の整備、緑化運動というふうなことで具体的なものが出されているわけですね。まだ何も検討していないというふうなことではないと思うんですが、具体的にどう出ているわけですか。この点、もう少し詳しくお願いしたいと思っております。

○松本政府参考人 御説明を申し上げます。昨年の八月末に、中央環境審議会の専門委員会から、国民的な議論のたたき台ということで一つの素案が示されております。

今御指摘のとおりでございます。要は温暖化対策税の基本的なねらいというのは、ガソリンなどの化石燃料、これに課税をするということ、その価格を相対的に引き上げまして、エネルギーを消費する者、CO₂を排出する者でございます。その負担を求めることによりまして、化石燃料の使用を抑える、温室効果ガスの排出を削減していく、そういうようなことをねらいとする仕組みと、さらに、このたたき台の提案としては、燃料の流れの上流の方に課税をしたらどうか。

あるいは、税率については、温暖化対策全体の評価、見直しの結果、この温暖化対策税の仕組みでどれだけ期待するかというところで最終的に決まってくるであろうけれども、仮に試算で、炭素トン当たり三千四百円というふうなことも考えられるというふうな提案。あるいは、政策的に必要なものについては温暖化対策税について減免措置を講ずるということも検討しているのではないか。

あるいは、税収の使途としては、もちろん事業者の削減努力、家庭のいろいろなCO₂排出削減のための設備購入の補助、さらには、今お話のあ

りましたような吸収源としての森林の保全のための経費の助成、いろいろなことが検討し得るのではないかとということで、かなり具体的なイメージとしての提案がなされている。

これは、大臣が申しましたように決まったということではなくて、これを国民的な議論のたたき台として、幅広い議論の検討を今進めさせていただいている、こういう状況でございます。

○山本(喜)委員 時間が参りましたので、これで終わりますけれども、環境問題は大変重要だということで大臣からの認識が示されましたから、この温暖化対策に向けてぜひとも力を入れて頑張っていたいただきたいというふうに思います。

以上、終わります。

○小沢委員長 次に、川上義博君。

○川上委員 鳥取の川上でございます。

改革クラブで無所属でございます。自民党の皆さんから時間をいただきまして、大変ありがたうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

きょうは本庄干拓の開削の問題と原子力の発電の問題について質問をいたしたいと思います。

実は、本庄干拓というのはもとと水草などが繁茂してまして、環境にとつて大変良好な場所であったわけですが、この場所が干拓されて劣悪な環境状況に今なっているわけです。今、この開削をどうするかということで議論百般でありますけれども、最初に、この水質がよくない本庄干拓を特別鳥獣保護区に指定する、指定されようとしているその意図は何なのかということをご伺いしたいと思います。

実は、指定の際に、この堤防をどうも除外をされているようでありまして、それはどうして除外をしたのか、この特別の指定をいつごろ想定されていますかということもあわせて、そして、宍道湖の特別区もどうも考えていらつしやるようでありまして、それらあわせてお伺いをしたいと思います。

○小野寺政府参考人 お答えいたします。

この鳥獣保護区は、平成六年に十年間の指定期間で既に指定しておるものでありまして、それを十年間、つまり十六年の十月に向けて特別保護地区に規制を充実して指定しようとするということでありまして、そのための準備を含めて今から関係者の調整、自然環境の現状把握等を努めて今やっているところでございます。

したがって、この更新時期に合わせて、今年度の秋にこの見直しを行うことを予定して、関係機関との調整を進めてきたところでございます。

○川上委員 宍道湖もそうですか。宍道湖も大体一緒ですか。秋ごろというのは、十月ごろですか。

○小野寺政府参考人 期間が平成十六年の十月三十一日となっておりますので、それに合わせてということでございます。

宍道湖についてはまだ期間が来ておりませんので、見直しについては少し先になる予定であります。

○川上委員 実は、特別区の指定の後に、どうも環境省はラムサールの登録も視野に入れているという話をよく聞くんですが、その際に、地元の反対もまだあるわけですね。だから、十分地元の農民とか関係者とよく協議をされなければいけないと思いますが、その登録の意思と地元に対する配慮、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○小野寺政府参考人 ラムサールにつきましては、次のラムサール、三年後のラムサール会議までに今十一カ所あるものを二十二カ所にするという約束をしております。今十三カ所まで来たところでありまして、そういう意味で、国内の代表的な湿地をふやさなきゃいけないということで、今どこをどういう形でやろうかということを検討しているところであります。

したがって、今、中海及び宍道湖を対象にするかどうかについては専門家の間で議論しているところなので申し上げるわけにはいきませんけれども、極めて前向きな姿勢でやりたい、こう思っています。

おります。

それから、このラムサール及び鳥獣保護区の指定について、地域の利害関係人、住民との調整を十分のこととは基本的な問題であります。丁寧にやりたいと思っております。

○川上委員 ちょっと農水省にお伺いしますけれども、昨年の十一月に、この堤防の開削で水質とか水位が変化しないと言っているんですけど、ところが、排水管での潮通しあるいは西部承水路の開削を提案されているんですね。これはなぜ、変化をしないのにそういったことを提案されるんですかというのを質問いたします。

それと同時に、先ほど十月に指定をしたいということでありまして、指定の後に、今、中浦水門がありますけれども、水門の撤去、それから、開削の場合に、指定後でありますから、当然何らかの調整をしなければいけないのではないかなと思うわけですが、その場合、どのような対応を環境省はされますでしょうか。

○中條政府参考人 ただいまは本庄工区の干拓堤防についての御質問でございます。

委員御指摘のとおり、私どもの水質シミュレーションによりまして、中海の水質はほとんど変化しないという検討結果を得ているところでございます。ただ、地元の方からは、委員御指摘のとおり、本庄工区の中と外をつなぐ何らかの対策をお願いしたいということもございまして、現在それも含めて検討して、それを農政局の方から地元を示していくことになる、このように思っております。

それから、もう一点につきまして、恐縮でございますが、もう少し質問の趣旨を……（川上委員「それは環境省」と呼ぶ）失礼しました。

○小池国務大臣 御質問の中海ですが、私、機会があつて二度ほど訪れたことがございます。すばらしいところだなということ、それから、今御指摘のようなこれからの課題も多いということも承知をいたしております。

本庄地区の堤防の開削問題ですけれども、今も

農水省の方から御答弁ありましたけれども、かわつていっているのが、鳥取、島根の両県、そして農水省、国土交通省によつて設置された中海に関する協議会、こちらが協議、検討の場とされているわけでございます。また、開削をするしないによつて中海がどのように水質変化するかということについても、協議会の方で御議論が進んでいるということを開いておりました。環境省とすれば、水質保全の観点からその経過はしっかりと見てまいりたいと考えております。

中海の水質の保全ですけれども、平成元年から湖沼水質保全特別措置法に基づいて、鳥取、島根の両県が湖沼水質保全計画を策定しておられることは既に御承知のことだと思いますが、現在、第三期の計画が進行中というところであります。

また、環境省の観点からいたしまして、下水道の整備、工場からの排水規制、しゅんせつの実施などの汚濁負荷削減対策を総合的に推進しているということ、私ども環境省が把握しているのは今申し上げたとおりでございます。

○川上委員 今大臣から、協議会の結果を見てその中身について考えたいというお話でありましたけれども、午前中の質疑で、環境省は自己主張がない、他の省庁におくれをとっているというふうなことを指摘されたんですね。

だから、開削が自然環境にとつて有効であれば、環境省としては、自然保護の立場から積極的な農水省に対して意見を言うということをやつても当然ではないかと思うんですね。なおかつ、今回のシミュレーションで、流水の変化、これが水質には影響しないと。ところが、一部には影響するという結果が出ているんですが、生物の生態の環境にどう影響するかというのが全くシミュレーションにはないわけなんです。

したがって、環境省は、当然、自然保護の立場から、生物にどのような影響を与えるのか。国交省も、生物に与える影響というのは今回のシミュレーションでは全く考えられないと言っているんですね。だからぜひ、そういったことを環境省は

踏み込んでやるんだというふうな姿勢を見せないと、国民は、本当に環境問題について積極的な環境省は対応してくれるんだろうかという疑問の念を必ず持つと思いますよ。

だから、そのあたりを、ぜひもうちょっと踏み込んだお考えを聞きたいと思ひます。

○小池国務大臣 行政として、引き続きこの湖沼水質保全特別措置法に基づいた形で水質の保全を図るよう努力をしていくということは基本的な姿勢でございます。ちょうど平成十六年度がこの中海の計画の見直しの時期に当たるということから、この過程で、中海の水質に与える影響についてもしっかりと見きわめて、今後の水質保全にも反映させていきたいと考えております。

それから、先ほどラムサール条約云々の話がございました。私、現地に参りましたところ、むしろそちらの方でしっかりとやってくれというお話がございました。大体、こういう条約については、やはり現地とか地元の御協力、御理解をいただいてこそできるものでございまして、先生におかれましては、ぜひともラムサール条約の仲間入りをしていただければ大変うれしく思うということをお言ひさせていただきます。

○川上委員 農水省にちょっとまだ聞きたいと思ひますけれども、一九九九年にシミュレーションをした際に、今回のシミュレーションは水質、水位には余り開削は影響ないという調査だ、このシミュレーションが目に入らないかというふうな対応で地元にはおっしゃっているんですけども、昔のシミュレーションは、開削をしたら水質が非常によくなつて、漁場としても復活するというのが出ているんですね、出ているんです。では、今回のシミュレーションと前のシミュレーションはどう違うんですか。

○中條政府参考人 ただいまはシミュレーションの精度についての御質問だったと思ひます。

委員が御指摘されておりますのは、以前の本庄工区の利用委員会の中の専門委員会でのシミュ

レーションと、それから、今回私どもが行いましたシミュレーションとの比較を御指摘だと思いましたが、以前のものにつきましては、これは本庄工区をいろいろな形で活用するというときに、水産振興という観点からも対策として検討したものであるというふうにも承知しております。その際に、浅い部分の、浅域区間の水産振興の必要措置をした上で対策した場合に、これは今委員が御指摘されましたような水産にとって良好な環境が回復できるという結果だったかと思えます。今回のものは、堤防を一定の区間、開削した場合と開削しなかった場合の本庄工区内の水質の比較をしております、その結果によりまして、ほとんどこれは差がないという結果が出ておるというものでございます。

なお、このシミュレーションにつきましては、先ほど環境大臣が御説明ありましたように、現在、中海に関する協議会で検討中でございます。さらに、今はその中の実務グループというのを別途設けまして、そこで検討しておるところでございます。

○川上委員 我が県も国交省も、今回のシミュレーションはどうも問題があるということをやたくさん指摘しているんですね。前の、漁場として復活できれば水質も各段に改善する、だからしゅんせつよりも物すごく効果があるんだというデータも出ているわけですから、余り開削しても何も変化がないんだということを意地を張られると、本当に最後まで資源というのは、干拓を中止したわけでしょう、干拓を中止したら、それはある程度もとに戻すというのがルールじゃないですか。それを、変わらないからそのままにするんだというの、全く農水省のいこじというのか、おかしい答弁で、少なくとも、変わると思えますよとか、シミュレーションのデータの入力は、いろいろなことを考えてみます、いろいろなことをやってみますというのをなぜおっしゃらないんですか。○中條政府参考人 今ほど御答弁しましたように、現在、いろいろな地元の御要請それから御懸念もございまして、中海に関する協議会の中にさらに実務グループというものを設けまして、私ども農政局ですと担当課長レベル、各県の方も課長さんのレベルで、実務的に今御検討を深めていただいているところでございます。ぜひ、その結果を待って今後対応したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

念もございまして、中海に関する協議会の中にさらに実務グループというものを設けまして、私ども農政局ですと担当課長レベル、各県の方も課長さんのレベルで、実務的に今御検討を深めていただいているところでございます。ぜひ、その結果を待って今後対応したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○川上委員 この問題はもうこれ以上話してもらいが明かないので、やめます。次に、原子力発電のことを質問いたします。午前中の質問がありましたけれども、大臣は、原子力発電は環境の観点から非常にいいエネルギーだというふうに発言されましたけれども、リサイクルによる環境の、要するに発生抑制よりも、廃棄物そのものをなくす、あるいはその廃棄物の減量が環境保全にとっては大変いいというの有効であるという、それが基本の問題だということはおわかりだと思っております。

原子力がクリーンで非常に環境にとっていいというふうに本当にお思いなのかどうか、御答弁をお願いいたします。

○小池国務大臣 先ほどベストミックスのところでは私が申し上げた環境というのは、地球温暖化対策という意味での環境でございます。発電過程で二酸化炭素を排出しないということから、地球温暖化対策として重要な電源であるというふうに位置づけております。

地球温暖化対策の推進大綱においても、このエネルギー供給面での削減対策の柱の一つとして、そういう観点から、まずその前に大前提がございます。それは安全性の確保ということですから、その意味で、原子力発電の推進というのが削減の柱の一つとして取り上げられているわけでございます。

当然のことながら、事故などによる汚染がないように、大綱に掲げているとおり、安全性の確保を大前提として、そしてまた、原子力発電を重要な温暖化対策として位置づけてまいりたいと考えております。

若干言葉が足りなかったかもしれません。環境という大変幅広いございます。その意味では、地球温暖化対策という意味の切り口としての環境ということでも申し上げたということでございします。

○川上委員 実は、前に私、ずっと大臣の御発言、御質問のあれをちょっと見ましたら、平成九年度に、ロシアのタンカー事故に際して、危機管理システムとかその対応について質問されているんですね。最悪の危機が原発の事故だ、これに對して重大な危機を抱えているとおっしゃっているんです。ならば、原発そのものをできるだけ廃棄するという、午前中の議論もありましたけれども、そういった努力を、環境省、環境大臣として大いにおやりにする必要があります。ではないか、原発に頼るだけじゃなくて、できるだけ廃棄をする、縮小する、そういった御発言をされた方がいいのではないかと今思っています。

○小池国務大臣 昔書いたり答弁したものの、その一部だけとらえられても困るんですが、原発の廃棄、原発だけに頼るのか、原発を廃棄するのかというの、もう天と地の差があると私は思います。ですから、先ほど申し上げましたように、大前提で安全面に最大の努力をしようということ、これが大前提として、やはり原子力発電というのは我が国のエネルギー供給にとって必要であり、かつ今後の地球温暖化という観点からのベストミックスを考えるべきではないか、このように考えております。

○川上委員 時間が参りましたので、これで終了いたします。ありがとうございます。

○小沢委員長 以上で質疑は終了しました。

○小沢委員長 次に、内閣提出、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。小池環境大臣。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○小池国務大臣 ただいま議題となりました海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

海洋における廃棄物の処理に関する規制の一層の充実が求められている国際的動向等にかんがみ、我が国においても、船舶からの海洋への排出が認められる廃棄物の海洋投入処分を許可に係らしめる等の措置を講ずるとともに、廃棄物の海域における焼却の規制を強化する等の必要があります。

このため、この法律案を提出した次第であります。以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、船舶または海洋施設から廃棄物の海洋投入処分をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならないこととしております。

第二に、船舶または海洋施設から廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶または海洋施設への積み込み前に、海上保安庁長官の確認を受けなければならないこととしております。

第三に、何人も、船舶または海洋施設において、船舶または海洋施設において発生する油等以外の油等の焼却をしてはならないこととしております。

第四に、環境大臣の許可を受けてする海洋施設の廃棄等を除き、船舶等を海洋に捨ててはならないこととしております。

最後に、環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、廃棄物の海洋投入処分及び海洋施設の廃棄に関し、報告を求め、立入検査を行うことができることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。
○小沢委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十八分散会

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「二」を「いずれかに」に改め、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を削り、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 次に掲げる廃棄物の排出であつて、第十条の六第一項の許可を受けてするもの
イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六條の二

第二項若しくは第三項又は第十二條第一項若しくは第十二條の二第一項の政令において海洋を投入処分する場所とすることができると定めた廃棄物
ロ 水底土砂（海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂（汚泥を含む。）をいう。）で政令で定める基準に適合するもの

六 緊急に処分する必要があると認めて環境大臣が指定する廃棄物の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準に従つてするもの
第十条第二項第二号の次に次の一号を加える。
三 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常

の活動に伴い生ずる廃棄物のうち政令で定めるものの排出であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの
第十条第三項を次のように改める。

3 環境大臣は、前項第六号の基準を定めたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。

第十条第四項から第六項までを削る。

第十条の五の次に次の七条を加える。
（船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可）
第十条の六 船舶から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の海洋における投入処分（以下「海洋投入処分」という。）をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
二 海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類
三 当該廃棄物の海洋投入処分に關する実施計画
四 当該廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に關する計画

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に關する事項を記載した書類その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

4 環境大臣は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を公告するとともに、第二項の申請書及び前項の書類をその公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の公告があつたときは、第一項の許可の申請に係る廃棄物の排出に関し海洋環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の縦覧期間満了の日までに、環境大臣に意見書を提出することができる。

6 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

7 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。

（許可の欠格条項）
第十条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者
二 第十条の十一の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から一年を経過しない者
三 法人で、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
（許可の基準等）
第十条の八 環境大臣は、第十条の六第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 排出海域及び排出方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該排出海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること。
二 海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであること。

2 環境大臣は、第十条の六第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

（排出海域の監視）
第十条の九 第十条の六第一項の許可を受けた者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る同条第二項第四号の監視に關する計画（この計画について次条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に従い、廃棄物の排出

海域の汚染状況の監視をしなければならない。
2 第十条の六第一項の許可を受けた者は、環境省令で定めるところにより、前項の監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

（変更の許可等）
第十条の十 第十条の六第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の許可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

3 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七及び第十条の八の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第十条の六第一項の許可を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（許可の取消し）
第十条の十一 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十条の六第一項の許可を取り消すことができる。
一 第十条の六第一項の許可に係る廃棄物の海洋投入処分が、当該許可に係る同条第二項第三号の実施計画（この計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認めるとき。
二 第十条の六第一項の許可を受けた者が、この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

三 第十条の六第一項の許可を受けた者が、第十条の七第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
四 第十条の六第一項の許可を受けた者が、偽

りその他不正の行為により同項の許可又は前条第一項の許可を受けたとき。

(船舶からの廃棄物排出の確認)

第十条の十二 船舶から第十条第二項第五号イ若しくはロに掲げる廃棄物又は同項第六号に規定する廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶への積み込み前(当該廃棄物が当該船舶内において生じたものであるときは、その排出前)に、その排出に関する計画がそれぞれ第十条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について第十条の十一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。)又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

2 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その排出に関する計画がそれぞれ第十条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に排出確認済証を交付しなければならない。

3 排出確認済証の交付を受けた者は、当該廃棄物の排出に従事する船舶内に、排出確認済証を備え置かなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、排出確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第十一条及び第十四条中「第十条第二項第三号又は第四号」を「第十条第二項第四号又は第五号」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十八条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「又は第十条第二項第四号に定める廃棄物(同条第三項の政令で定める廃棄物を除く。)」を削り、同項に次の一号を加える。

四 第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の次条第一項の許可を受けてする排出
第十八条第三項中「一」を「いずれかに」に改める。

第十八条の二を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の許可等)
第十八条の二 海洋施設から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の海洋投入処分をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 海洋施設から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の海洋施設内において生じたものであるときは、その排出前(前項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について次項において準用する第十条の十一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

3 第十条の六第二項から第七項まで及び第十条の七から第十条の十一までの規定は第一項の許可について、第十条の十二第二項から第四項までの規定は前項の確認について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条の二十六第一項中「及び次条」及び「であつて、その焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるもの」として政令で定めるものを削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、船舶において、その焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なもの(以下「船舶発生油等」という。)の焼却をする場合はこの限りでない。

第十九条の二十六第二項中「前項の政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なもの(以下「船舶発生油等」という。)」を「船舶発生油等」に改め、同条第五項から第九項までを削り、同条第十項中「及び第五項から第八項まで」を削り、第二号を削り、第三号を第二号とし、同項を同条第五項とする。

第十九条の二十七から第十九条の三十五までを次のように改める。

第十九条の二十七から第十九条の三十五までを削除

第四十二条の二十五第二号中「第四十三条の二及び第四十三条の三」を「第四十三条の五及び第四十三条の六」に改める。

第四十三条第二項中「船舶等(政令で定めるものを除く。)を政令で定める廃棄海域及び廃棄方法に關する基準に従つて」を「海洋施設を次条第一項の許可を受けて」に改め、同条第二項から第五項までを削り、同条第六項を同条第二項とする。

第四十三条の六第二項中「第四十三条の六第二項」を「第四十三条の九第二項」に改め、同条を第四十三条の九とし、第四十三条の二から第四十三条の五までを三条ずつ繰り下げる。

第四十三条の次に次の三条を加える。

(海洋施設廃棄物の許可)

第四十三条の二 海洋施設を海洋に捨てようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
二 海洋に捨てようとする海洋施設の概要
三 当該海洋施設の廃棄に関する実施計画
四 当該海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画

(許可の基準)
第四十三条の三 環境大臣は、前条第一項の許可

の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 廃棄海域及び廃棄方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること。

二 海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないものであること。

(準用)
第四十三条の四 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七、第十条の八第二項及び第十条の九から第十条の十一までの規定は、第四十三条の二第一項の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「排出海域」とあるのは「廃棄海域」と、「海洋投入処分」とあるのは「廃棄」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八条第八項中「第四項から第六項まで」を「第五項から第八項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「前三項」を「第五項から前項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「要焼却確認廃棄物焼却設備」を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第四十八条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、環境省令で定めるところにより、第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者に対し、許可を受けた廃棄物の海洋投入処分又は海洋施設の

廃棄に関し報告させることができる。
第四十九条中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第五十一条の三第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証」を削り、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第四十三条の六第一項」を「第四十三条の九第一項」に改め、同号を同項第八号とする。

第五十四条の五中「第四十三条の六第二項」を「第四十三条の九第二項」に、「第四十三条の六第一項」を「第四十三条の九第一項」に改める。

第五十五条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号中「第十九条の二十六第一項、第二項又は第五項」を「第十九条の二十六第一項又は第二項」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 偽りその他不正の行為により第十号の六第一項、第十号の十第一項（第十八条の二第三項及び第四十三条の四において準用する場合を含む）、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第二項の許可を受けた者
第五十五条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

第五十六条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

第五十七条第十四号中「第四十三条の四第一項」を「第四十三条の七第一項」に改め、同号を同条第十五号とし、同条中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第十条第三項、第十九条の二十六第六項又は第四十三条第三項」を「第十条の十二第一項又は第十八条の二第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。
四 第十号の九第二項（第十八条の二第三項及び

び第四十三条の四において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第五十八条第二号中「、第十九条の二十六第三項又は第十九条の三十三第一項若しくは第三項」を「又は第十九条の二十六第三項」に改め、同条第三号中「、第十九条第二項又は第十九条の三十三第二項」を「又は第十九条第二項」に、「、廃棄物処理記録簿又は要焼却確認廃棄物焼却記録簿」を「又は廃棄物処理記録簿」に改め、同条第四号中「第十

条第五項、第十九条の二十六第八項又は第四十三条第四項」を「第十条の十二第三項（第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第五号中「第十条第二項第三号又は第四号」を「第十条第二項第四号又は第五号」に改め、同条第七号中「第四十三条の六第二項」を「第四十三条の九第二項」に改め、同条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十六号中「第四十三条の五第二項」を「第四十三条の八第二項」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十七号中「第三項」を「第四項」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十八号中「第四十八号第四項から第六項まで」を「第四十八号第五項から第八項まで」に、「同条第五項」を「同条第六項若しくは第七項」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十九号を同条第十八号とする。

第五十八条の二第二項中「第四十三条の六第一項」を「第四十三条の九第一項」に、「第四十三条の六第二項」を「第四十三条の九第二項」に改める。
第六十条第二号中「第四十三条の六第二項」を「第四十三条の九第二項」に改める。
第六十一条中「、第十七条、第十八条の二」を「、第十号の十第四項第十八条の二第三項及び第四十三条の四において準用する場合を含む。」、第十八条の三」に改める。
別表第三中「第四十三条の六」を「第四十三条の九」に改める。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（廃棄物海洋投入処分の許可及び海洋施設廃棄の許可に関する経過措置）
第二条 この法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第十條の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新法第十條の六、第十八条の二又は第四十三条の二の規定の例により、その許可の申請をすることができる。
2 環境大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第十條の六から第十條の八まで（これらの規定を新法第十八条の二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む。）、第十八条の二第一項又は第四十三条の二及び第四十三条の三の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、これらの規定の例により許可を受けたときは、施行日において新法第十條の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の規定により許可を受けたものとみなす。
3 前項の場合において、新法第十條の六第四項（新法第十八条の二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む。）の規定の例により公告があつたときは、第一項の許可の申請に係る廃棄物の排出又は海洋施設の廃棄に関し海洋環境の保全の見地からの意見を有する者は、施行日前においても、新法第十條の六第五項（新法第十八条の二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む。）の規定の例により、環境大臣に意見書を提出することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正）
第四条 南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。
第十六条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

理 由
海洋における廃棄物の処理に関する規制の一層の充実が求められている国際的動向等にかんがみ、船舶からの海洋への排出が認められる廃棄物の海洋投入処分を許可に係らしめる等の措置を講ずるとともに、廃棄物の海域における焼却の規制を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第十一号 環境委員会議録第五号 平成十六年三月三十日

平成十六年四月八日印刷

平成十六年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

E